

XII

「友和」に発表された文章



[PDF版増補 3]

12章は、日本友和会ゆうわかいの機関誌である『友和』ゆうわに収録された鈴木すずきの著作集です。本章においても、文章を読みやすくするために若干の編集をしています。特に裁判記録などの正確な記録をお読みになりたい方や、各種学術研究をされる方などは、原文をお読みください。

「友和」発表文書集 目次

12-1	アメリカ市民に訴える [1970年 友和 200号]	607
12-2	自分を義とするな [1976年 友和 271号]	608
12-3	就任挨拶 [1980年 4月 友和 322号]	610
12-4	非武装防衛論 [1980年 7月 友和 325号]	611
12-5	IFORへのメッセージ [1980年 10月 友和 328号]	613
12-6	開会礼拝 [1980年 10月 友和 328号]	614
12-7	軍備で国は護れない (憲法を護る裁判の報告) [1982年 10月 友和 352号]	615
12-8	憲法を護る裁判の報告(二) [1983年 2月 友和 356号]	623
12-9	公開状「総理大臣中曾根康弘閣下」 [1983年 2月 友和 356号]	626
12-10	公開状「総理大臣中曾根康弘閣下」二 [1983年 9月 友和 362号]	627
12-11	憲法を護る裁判の報告(三) [1983年 9月 友和 362号]	628
12-12	憲法を護る裁判の報告(四) [1984年 3月 友和 367号]	632
12-13	年頭所感 [1985年 1月 友和 377号]	635
12-14	政池前理事長を悼む [1985年 8月 友和 384号]	637
12-15	軍事費納税拒否裁判(一) [1986年 1月 友和 389号]	638
12-16	軍事費納税拒否裁判(二) [1986年 3月 友和 391号]	642
12-17	軍事費納税拒否裁判(三) [1986年 5月 友和 393号]	645
12-18	全国大会開会礼拝 [1986年 9月 友和 397号]	648
12-19	年頭の辞 [1987年 1月 友和 401号]	650
12-20	1987年総会 開会の挨拶 [1987年 5月 友和 405号]	651
12-21	真理に従っての戦い(開会礼拝) [1987年 9月 友和 409号]	652
12-22	退任の挨拶 [1988年 5月 友和 418号]	653

12-1 アメリカ市民に訴える（訳者市東⁽¹⁾）

私はジョージ・ワシントンの国民⁽²⁾を愛します。私はアブラハム・リンカーンの国を愛します。私は清教徒たちが、すべて人間は平等であるとの理念^{もと}に基づいて作った国を愛します。

私は内村鑑三が純福音^{ふくいん}の信仰^{かくとく}を獲得した地を愛します。彼は 84 年前マサチューセッツ州アマーフト大学に学びました。また私はウィリアム・メレル・ヴォーリズの故国を愛します。彼は、日本において独自の伝道団^{おうみ}、近江兄弟社をつくりました。

私は、神のもとに人類福祉のため偉大な貢献をした国民を尊敬します。米国民は世界の自由を一步進めたのです。またキリスト教の真理を伝えました。

しかし、あなた方がいま神に頼ることをやめようとしているかに見えるのは残念^し至^し極^{ごく}です。兵力によって国を守ることはできません。防空壕^{ぼうくうごう}はあなた方を守ってはくれません。

かつて戦争はもうかる事業でした。しかし現代では、戦争は経済的にも政治的にも収支^{つくな}償^{あふ}うものではありません。この事実は、恵み溢れる神が罪深い人類を愚かにして無意味なあらゆる戦争から救い出すために用意して下さった恵みです。

現代戦は思想戦争であると言われていています。しかし、思想を兵力によって奪うことはできません。そのために兵力を使っても相手の思想を助けるだけです。それだから、共産主義の理想は過去一世紀にわたる努力^{かかわ}にも拘らずいまだに実現されず、またアメリカがベトナム戦争に勝てないのです。

リンカーンは「誰に対しても悪意をもたず、すべての人に善意を⁽³⁾」と言いました。キリストの愛により共産主義者を誠実な人にできます。敵を友にかえることができます。

こういうわけですから、どうか信仰に立ち返ってください。そして神^よに依^{たの}り頼み米国の建国の親たちの栄光をとりもどして下さい。

（元の英文は 9-2 に掲載）

12-2 自分を義とするな

自分を義人^{ぎじん}だと自認して他人を見下げている人たちに対して、イエスはまたこの譬^{たと}えをお話になった。

これはルカ伝 18 章の真の信仰はいかなるものであるかを教えられたファリサイ人と取税人の譬^{たと}えの前文である。

人を真理より遠ざけ、真の信仰をもつことを妨^{さまた}げる最大のもの、それは、何でも自分に関することは善とし、自分に反対するものを悪とする考え方である。今日の学者も、政治家も、権力者も、庶民も皆この誤^{あやま}りに陥^{おちい}っている。それで日本においては、被差別部落解放問題⁽⁴⁾という困難なことが生じている。自分の政党が善くて相手が悪いと考えるから議会政治が駄目^{だめ}になっている。自分の国が正しくて相手の国が悪いと考えてしまうから、地上に戦争が絶えない。自分を義とするのは罪の根源である。

人はソクラテスのいう如^{ごと}く己^{おのれ}の愚かさを知り、聖書の示す如^{ごと}く己が罪を自覚しなければ真理を求むることである学問も出来ず、人として生きてもゆけない。自分が義人^{ぎじん}でないのに義人^{ぎじん}だと自任^{じにん}⁽⁵⁾するので、真理を曲げることになる。真理に権威を置かないで自分に権威を置くのである。これでは「わたくしたちは真理に逆らっては何をする力もなく、真理にしたがえば力がある」とコリント後書 13 章 8 節にある如^{ごと}く、すべて必ず行きづまる。いくら知能が優^{すぐ}れ、権力や金脈をもっている、ニクソンや田中⁽⁶⁾の如^{ごと}く失脚する。

憲法第九条第二項は、自衛のための軍備は持ってもよいことを示すべく我等（軍国主義者達）の先輩が米国の圧迫に対してつけ加えたのだという説⁽⁷⁾が今日行われている。飛行機に乗ることは大変上手であるが他のことは何もわからない源田実氏⁽⁸⁾のような人が言うこととばかり思っていたら、驚いたことには錚々たる学者や政治家も同じ事を言っている。普通の理解力のあるものなら誰が考えても、第九条第二項は第一項で述べている国際紛争解決のために戦争をしないということを確かなものとする為に、軍備を持たないと宣言しているとしか取れないのに、自衛の為に軍備は持ってもいいことを明記しているのだ、とこじつけている。そこで「戦力なき軍隊」という奇妙な言葉さえ作り出す。軍隊とは戦力を持ったものと言うし、現実に自衛隊は戦力を増^ます為の訓練をしてい（二行ほど欠）

「前項の目的を達する為、即ち国際紛争を解決する為に戦力を用いない」というのであるから、自衛の為に戦争は国際紛争ではないというのであろう。そんなばかな事があり得るはずがない。個人の場合には、ある日突然精神疾患⁽⁹⁾の発作を起こし刃

物を振り廻す^{まわ}とすることがあり得るが、国家という集団においては狂気になるには時間がかかり、その前兆^{ぜんちょう}がある。それが国際紛争^{ふんそう}である。それ故自衛^{ゆえ}のための戦争と言っても、それは必ず国際紛争^{ふんそう}の結果である。第九条第二項が自衛のための戦争を否定してないというなら、まず国際紛争^{ふんそう}でない自衛のための戦争のあり得ることを証明しなければならない。

それから、これがもっとも悪いことであるが、国際紛争^{ふんそう}と見えることも、実は自国が正しくて相手国が悪いのであるから、国際紛争^{ふんそう}ではないという考え方である。これは自国が正しいと自任^{じにん}し、他国を見下げる最大の罪^{おちい}に陥ったものである。米国もソ連も自国を正しい国とし、その自国の正義を他国に押し付けようとして帝国主義の戦争を行い、失敗しているのである。日本もこの失敗を再びくり返そうとしている。(以下、欠行の可能性あり)

12-3 就任挨拶^{あいさつ}

その器^{うつわ}ではありませんのに理事長に就任しなければならなくなりました。恐れおののいて職責^{しよくせき}を全^まうしたいと思います。

今は非常時であります。世界中の人が戦争しなければならぬと考えております。キリスト教国が先に立って戦争をしようとしていることは恐ろしいことであります。戦争^やを止めさせることが出来ないキリスト教は本当のキリスト教ではないと私は常に考えております。世界のクリスチャンに戦争^やを止めるよう呼びかけたいと思います。

戦争は勝っても国を亡ぼすものであります。信仰のない学者、政治家にも呼びかけて戦争の可否を討論し、祖国^{ほろ}を亡ぼし人類^{ほろ}を亡ぼす戦争^やを止めさせたいと思います。討論に乗ってさえくれれば我等^{われら}は真理の上に立っておりますから軍備^やを止めさせることが出来ますが、政治家も学者も個人では相手にしてくれません、友和会^{ゆうわかい}という公^{おおやけ}の組織をもって呼びかけなければなりません。会員一同が祈り、力を合わせて平和のために非暴力をもって戦いましょう。今日^{こんにち}の時点において友和会^{ゆうわかい}の存在の意義は大きいと思います。

12-4 非武装防衛論

非武装防衛は可能かと言うより、非武装でなければ防衛は不可能である。侵略国が攻めてきたとする、軍備を持っていると所謂自衛のための戦争が始まる。いくら強力な軍備を持っていても敵の弾丸や爆弾やミサイルが飛んでくる。戦争に勝っても沢山の命が奪われ、国土が荒らされる。ただ戦争に勝てば死ぬ人が少し少なく、国土の荒らされかたが少ないというだけで、沢山の生命財産が失われることには変わりはない。それ故防衛は出来ないということになる。

非武装だと侵略者は侵入してくる。しかし人を殺すにも非常な力が要るから、無抵抗なら殺しもしないし、国土も荒らしもしない。こういう時に人はよく平和か自由かというが、そして侵略されれば物質的な自由は奪われるが、どんな侵略者でも精神的自由を奪うことは出来ない。かつ他を侵略するような気が狂った⁽¹⁰⁾国家は早く倒れるから心配はいらない。フィンランドは帝政ロシアの侵略を受け、亡国の悲運に逢ったが、精神的独立は保った。1899 年シベリウス⁽¹¹⁾がフィンランディアという交響詩を作曲したが愛国心を駆り立てるといので演奏禁止にされた。それから 18 年たった 1917 年に帝政ロシアは倒れ、フィンランドは独立した。また侵略国がより高い文化の国を長く侵略する場合は生じてても、侵略者の方が高い文化に同化され、結局負けてしまうというのが世界の歴史の示す事実である。正しい国になること、世界のためになる国になることが国を守る一番よい途である。よい正しい国になれば決して国はつぶれない。

杜牧⁽¹²⁾の作である阿房宮賦⁽¹³⁾に「ああ六国⁽¹⁴⁾を滅ぼす者は六国なり。秦にあらざるなり。秦を族する⁽¹⁵⁾者は秦なり、天下にあらざるなり。」とある。六国や秦が悪くなったから滅びたといっている。実に卓見である。戦争を善とし経済成長を謳歌し、真理を曲げる今日の学者や政治家は顔色なし⁽¹⁶⁾である。経済成長は結局戦争に到らせ、国を滅ぼすものである。

軍備が国を滅ぼすのは軍備を持って力強くなると我が儘が利くので次第に悪くなり、遂には滅びるようになる。軍備を持たないと外交上不利であるという考えがあるが、実はこれがそのまま軍備を持ってはならないことを教えているのである。軍備のバックが主張しなければならぬ要求は悪い要求で通らない方がよいのである。アメリカのような信仰をもって立った国でも世界最強の軍備を持ったが故に悪くなって来た。弱小国を援助すると言ってその国の悪い部分を援助して、弱小国に悪い政治を行わせて世界に禍をまき散らしている。共産主義を武力で弾圧しようとして却って共産主義を助長している。悪くなることは滅亡に通ずるものでアメリカのために憂慮に

たえない。共産主義をなくすには金持ちに都合のよい政治を止めて貧乏人をなくすようにすることが必要である。経済成長をして金持ちが金を沢山儲けると儲けた金を金儲けに用いなければならないから、生産設備に投資し、生産が益々伸びて消費が追いつけないで戦争をしたがるのである。経済成長を続けたいために共産国の脅威を誇張して、国民をだまして、国を守る気概を持たなければならないといって戦争に迫り、滅亡させるのである。軍備では国を守れない。騙されてはならない。

12-5 IFOR⁽¹⁷⁾へのメッセージ

最近の選挙の結果、日本の再軍備を強化しようとする意図している与党自由民主党が圧倒的勝利を挙げました。またアメリカ政府は日本の政府に対して再軍備（自衛力）の強化を強く求めています。

このような日本の状況の中で、JFOR は約 400 名という小さなグループですが日本再軍備に反対し、平和主義の日本国憲法、特に一切の軍備と戦争を放棄した第九条の実現の為に努力いたしますので、一層のご支援をお願いいたします。

最後に IFOR の活動が神に祝福され益々発展することを祈ります。

1980 年 8 月 4 日 JFOR 理事長 鈴木彌美

12-6 開会礼拝（9月29日）

悪魔がはびこっている。民主主義が広がり活動できないので、不正選挙をさせて民主主義に暗幕をはってしまう。

経済成長は戦争に到る道である。いくら浪費は美德といっても限度があり、生産過剰に陥り戦争の声が出る。今日の戦いの声は経済成長の故である。

しかし経済界の人が発言するとおかしいので政治家が代弁し、「国民が国を守らなくては！」と叫ぶのである。ソニーの井深⁽¹⁸⁾と本田技研の本田⁽¹⁹⁾両社長は、はっきりと、先頭に立って滔々と述べている。悪魔の跳梁跋扈している時である。

マルクス主義者は悪魔を認めず資本家と戦うというが、悪魔が背後に立って指図していよう⁽²⁰⁾。エペソ人への手紙 6 章 14 ~ 16 節「すなわち、立って真理の帯を腰にしめ、正義の胸当てを胸につけ…」には不正と戦う方法論を示している。信仰の楯を手にとり御霊の剣（神の言葉）をもって応えよ！である。

戸締まりしない家はない。軍をもたない国はないなどと誤魔化して国民の気を引こうとする。

今や学問までが誤魔化しである。私どもは真理を求めて話し合えば戦争の非なることに気がつく。

真理を求めず戦争することが悪魔の誘惑である。真理にしたがえば力がある。

（佐藤康紀記）

12-7 軍備では国は護れない — 憲法を護る裁判の報告 —

昔から多くの国家が戦争によって強大になり、じきに亡びている。アッシリアが亡び、バビロンが亡び、ペルシャが亡びた。

近代になっては破壊的兵器が発達して、戦争に勝っても国土が荒らされ、国民の多数が殺される。ただ、勝てば荒されかた、殺されかたが少しすくないというだけで、国を護れないことには変わらない。

それなのに今、我等の祖国は憲法を破って、自衛隊を増強して、亡びようとしている。恐ろしいことである。それ故、憲法を護る裁判を起こした。

法律家は皆、この裁判は負けるという。しかし、法律技術をもって戦えば負けるであろうが、真理をもって戦えば必ず勝つと、私は確信している。それで弁護士を頼まないで一人で戦っている。

法律技術をもって戦わないので勝手が違い、政府は困っているようである。裁判官を変えたり、合議制にしたり、裁判長を変えたりし、被告代理人に反論させないまま、弁論終結ということにした。

1980 年（昭和 55 年）8 月起訴、11 月第一回公判以来九回公判が開かれて、1982 年（昭和 57 年）6 月で弁論終結、10 月 29 日判決ということになった。

準備書面をもって口頭弁論に代えることになっているので、初めは戸惑ったが、準備書面はよく考えて書くことが出来るので、真理をもって戦うのには都合がよい。かつ、公判と公判の間でも、準備書面を取り交わして論争出来るようにしたので、裁判が進捗した。

政府は憲法問題に触れないで解決しようとして、徴税と支出は関連性がないと詭弁を弄したが、準備書面による論争で、詭弁でないことを論証し得ないで、第三回公判を待たないで降参した。

それでこの訴訟の核心である、自衛隊が憲法違反であるのかどうかという論争にかえらなければならないのに、違法でないと反論してこない。裁判官も反論させようとしない。そして一年半たって、ごまかし得る見込みが立ったのか、10 月に判決ということになった。

真理をもって戦うから、決してごまかされない。法律家はこうなるから負けるとい

うのであろうが、不正な裁判をしようとする方が負けたのである。被告の肩をもって反論させない裁判官をまず忌避する。

それが通らなければ、国会にある弾劾裁判⁽²¹⁾に提訴する。それも通らなければ控訴する。こういう風になれば、上級裁判において戦い易くなる。

日本の裁判で、軍備では国が護れないと発言されたことは大きな事である。

そして政府がこれに反論しないことは、国民を騙したことになる。国民は騙され、国を護るに役に立たない、国を亡ぼすもとになる軍備をしてしまった。よく考えて騙されないようにしなければならない。騙したのでなければ、軍備で国が護れると反論しなければならない。

真に国を憂い、軍備がなければ国は護れないと考えて居られるかたが あったら、政府に代わって反論して戴きたい。

反論する時は、相手の言うことの、どこがどう間違っているから、自分の主張が正しいといわなければならない。

防衛問題も多く論ぜられたが、実りが少ないのは、お互いに自分勝手なことを言っているからである。

この裁判の報告も、裁判官忌避の問題から述べることにする。

裁判官忌避申立書（1982年（昭和57年）7月14日付）

申立の主旨

山形地方裁判所米沢支部昭和55年（1980年⁽²²⁾）（ワ）第87号不当利得金返還請求事件について、「裁判長、島敏男⁽²³⁾に対する忌避は理由あるものと認める。」との決定を求める。

申立の理由

一、申立人を原告とし国を被告とする不当利得金返還請求事件は、山形地方裁判所米沢支部において、55年（1980年）（ワ）第87号事件として裁判長、島敏男の担当として審理中である。

二、ところで裁判長、島敏男は1982年（昭和57年）4月16日の第八回公判において、民事訴訟にては被告が反論しなくてもよいということは、民事訴訟法第何条にあるというのではなく、民事訴訟法全体の調子がそうであると申された。それに対して原告は全体の調子は口頭弁論を重んじて居り、口頭弁論とは反論し合うことであるから、反論しなければならないと思うと申し上げたら、それは見解の相違で

あると申された。見解の相違であると言って討論を打ち切り、強行裁決するのは国政を誤る悪い政治家のすることで、真理を求める学者や裁判官はしてはならないことである。

それで原告は 6 月 21 日付の準備書面（1）で、どうかそういう見解を持たれた理由を教示下され、弁論を続け、原告を納得させるようお願いした。ところが裁判長、島敏男は 6 月 25 日の公判において、原告の願いをただ聞き置くと仰っただけで無視し、見解の相違ということを押し通して、被告に反論させないまま弁論の終結を宣言された。これでは公正な裁判は出来ません。

この裁判において政府は、徴税と歳出は関連性がないから、歳出に憲法違反があっても納税拒否は出来ないとして棄却させようとしたが（1981 年（昭和 56 年）1 月 31 日付被告準備書面）関連性がないというのが詭弁であると原告が論証して（2 月 10 日付原告準備書面）、これに反論できなくなり、弁論の終結を求めて来た。（3 月 5 日付被告準備書面）

詭弁でないと反論しないで弁論の終結を求めることは、日本の裁判が詭弁によって行われることを求めることで、許すべからざることであると言われても（3 月 11 日付原告準備書面）反論できないで降参した。

それ故自衛隊が憲法違反であるという原告の主張を打ち破らなければ、この裁判に負けるのに反論しない。

1980 年（昭和 55 年）1 月の名古屋裁判の判決文に、自衛隊は違憲ではないという政府の主張があるので、原告はそれを反駁した（1981 年（昭和 56 年）6 月 18 日付（3）及び 8 月 1 日付原告準備書面（4））。そしてその中で軍備では、たとえば自衛の戦争に勝っても、国を護ることは出来ないと明言してあるので、これを反論し得なければ、国民を騙したことになると言っても（10 月 31 日付原告準備書面（5））反論しない。

厳正に中立でなければならぬ裁判官が被告の肩をもち、反論しなくともよいと言い、その法律的根拠を問われると民事訴訟法の全体の調子がそうだとか、見解の相違だとか、裁判官として言うてはならない苦しい答弁をする。裁判官がこのような態度に出るのは、行政部の圧力に屈して自衛隊は違憲だという判決を下さないことにしているからだと言わなければならない。

これは三権分立を破り、国家を危殆に陥れる売国奴的行為である。

三、そこで申立人は裁判長、島敏男に対し適否の申立をいたします。

(1) 1982年(昭和57年)6月21日付原告準備書面

4月16日の公判において、裁判長殿は被告が反論しなくてもよいというのは、民事訴訟法の全体の調子がそうであるからであると申されました。それに対して原告は全体の調子は口頭弁論を重んじて居り、口頭弁論は反論し合うことであるから、反論しなければならないと申しあげましたら、それは見解の相違であると仰いました。

見解の相違であるといって討論を打ち切り、強行採決をするのは自由民主党の国政を誤る悪い政治家のすることで、真理を求める学者や、裁判官はしてはならないことであります。どうか、そういう見解を持たれた理由をご教示下され、討論を続けて、原告を納得させて下さるようお願いいたします。

なお、昨年8月6日付準備書面(2)でお伺いいたしたことも御返事くださるようお願いいたします。

(2) 1981年(昭和56年)8月6日付原告準備書面

裁判官殿に申し上げます。裁判官は負けるのを承知で反論しない被告指定代理人に、反論を強制することは出来ないとおっしゃいますが、これは間違いであります。

被告指定代理人は被告「国」の代表奥野法務大臣⁽²⁴⁾より、この裁判に勝つように代理人に指定されたのであって、勝つように全力を尽くすべきで、負けるのを承知で反論しないというのは、職務怠慢も甚だしいことで許すべからざる事であります。是非勝つよう最善の努力をするよう命じ下されたくお願いいたします。

また、これは裁判官殿を侮辱することになると思います。被告側が口頭弁論に負けても裁判官は真実を曲げて政府が勝つ判決を下すに定まっていると安心しているからであります。

これは裁判官殿に対する大なる侮辱であります。法律を曲げるのではない。すべて判例によるという日本の法律学の通説によるのであると言われるかも知れませんが、これは誤りであります。誤った判例に従ってはなりません。口頭弁論の結果に従わなければなりません。すべて判例によるということになると、法律はあつて無きが如きものになります。法律に反する判例を作っておけば、法律は皆破られてしまいます。どうか裁判官殿はこれらのことをお考え下され、被告指定代理人に反論するように命じ下されたくお願いいたします。

この方が裁判官殿にとってよいのではないのでしょうか。行政部の圧迫に屈して裁

判を曲げることは、良心的苦痛をなめなければなりませんし、良心に従って正しい判断をするには非常な勇気がいります。どちらにしても苦しまなければなりません。被告側に命じて徹底的に反論させ、それで降参したならそれでも裁判を曲げろとはいわないでしょう。

(3) 1981年(昭和56年)6月18日付原告準備書面

(政府は憲法問題に触れないで門前払いを食わせようとしたが、それが出来なくなっても自衛隊が違憲でないと反論してこないのので、一昨年11月の名古屋裁判の判決にある政府の主張を反駁するという初めの部分を略す)。

被告側があげている憲法違反でないという論拠が大きく分けて二つある。一度に討論しないで一つ一つ解決していきたい。

まず第一に論じなければならないことは、軍備等は統治行為であり、高度の政治的判断を要するものであるから、裁判所の審査の対象にならないという所論である。高度の政治的判断を要するものなら、一層裁判所審査に依る協力を要請すべきである。自分だけが高度の政治的判断が出来ると自惚れている者には何も出来ない。

学問というものは己の愚かさを悟らなければ出来ないものだということを、ソクラテスが教えて初めて学問の基礎が出来て、今日、月にも行って帰ってくるような学問が出来たのである。高度の政治的判断が出来ると自惚れているので、知的障害児にも劣る判断しか出来ないで、国を守るに役に立たない軍備を憲法に違反してまで、夢中になってしている。

今日軍備をして米国と同盟することは、国を滅亡に追いやることではないか。米ソ戦争が始まれば、いくら米国が守ってくれても、米国と日本が勝っても、ソ連のミサイルはどんどん日本の国土に落ちてくる。国土は荒らされ、国民の多数は殺されることは明らかではないか。これでも国が守れるというのか。米国の核の傘⁽²⁵⁾がミサイルを防ぎ得ると考えているのか。核の傘⁽²⁶⁾は原子雲で水滴の集まりであるから、ミサイルをどんどん通す、決して守ってはくれない。愚かにも程がある。

軍備がないとソ連に侵略されるというのか。米国と勝つか負けるかという五分五分の戦争をしようとしているソ連が、他国を侵略して自分の国力も無駄に消耗する愚かなことはしない。無血侵略でも日本の工業力を戦力に使えるようにするには、大変な国力の消耗を要する。

統治行為とか高度の政治的判断とかはだれが言い出したのか。その人に憲法以上の権威を与えてよいのかよく考えなければならない。このようなことは曲学阿世の売国奴的学者が言い出したに違いない。こんなごまかしの学説に騙されて国が滅亡した

ら国民はたまったものではない。米国の核の傘^{かさ}に守られているから安心だという、見戯^ぎに類する考えで高度の政治的判断を要する問題を判断されては国家は滅亡^{めつぼう}するに決まっているのではないか。よく考えて、これから世界中が真似^{まね}するようになるであろう、素晴らしい日本国憲法を護^{まも}るように努力しなければならない。憲法を破れば日本の国は滅亡^{めつぼう}する。戦争する国は皆滅亡する。

(4) 1981年(昭和56年)8月1日付原告準備書面^{づけげんこく}

6月18日付準備書面に対する反論は一ヶ月以上たっても未だ頂けないが近く頂けるものとして、自衛隊が憲法違反でないという政府の所論^{しよろん}に対する反論を進める。

一見極めて明白に違憲の場合には司法の審査を受けなければならないことは認めているが、自分だけが高度の政治的判断が出来るのだと自惚^{うぬぼ}れているので、正常の思考力を失っていて、一見極めて明白に自衛のための軍備を持つてはいけないことをうたっている憲法九条二項の意味を理解することが出来ないでいる。侵略のための軍備は持つてはいけないが、自衛のための軍備は禁止していないという。軍備に侵略のための軍備、自衛のための軍備の区別はない。同じ軍備が自衛にも侵略にも使われる。どんな侵略国でもその軍備を自衛のためとっている。このように区別のつかないものであるから、一切軍備は持つことを禁止しているのである。正常な思考力のない人が勝手なことを言わないように、二項の終わりに国の交戦権は認めないといって、明らかに自衛のための戦争もいけないとっているのである。憲法をよく読まなければいけない。

一見明白な真理を明白でないように見せようとして、学説が二つありどちらをとってよいか分からないと言っている。しかし真理は一つである。二つあるというのは学問が未熟で真理に到達していないからである。真剣に討論し真理に到達しなければならない。自衛隊が違憲であるということは、既に学問的に真理であるとされている。ただ売国奴的曲学阿世^{ばいこくど きよくがくあせい}の学者が金儲け^{かねもち}をしようと学問を曲げて勝手なことを言って、こういう学説があると思わせているに過ぎない。

その学説と称するものを要約すれば、「国際情勢が緊迫している。侵略される危険にさらされる。元来国家はすべて自衛権を持っているものだからその際の自衛行動を憲法が否定するはずがない。」というのである。

こういう学者は憲法をろくに読まないで空虚な議論をしているのである。憲法は九条一項において正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国際紛争解決^{ふんそう}のためには戦争しないと断言している。これは武力による自衛行動を明らかに否定していることではないか。そしてどんな悪い国でもこういう態度に出れば侵略の悪を悟り、

他国を侵略することは自国の滅亡めつぼうを招くものでもあることを知り、国際平和を破るような愚かなことはしなくなる。万が一、侵略する国があっても心配は要らない。そういう気が狂った(27)国は案外早く滅びるから、少しの間我慢していればいいのである。軍備を持っていて自衛のための戦争をすれば、勝っても国土が荒らされ、国民が殺される。従って国が守れない。自衛が出来ない。だから国家は軍備のない方が安全である。

杜牧とぼくの作である阿房宮賦あぼうきゅうふに、「ああ六国を滅ぼす者は六国なり、秦しんにあらざるなり。秦を族する者は秦しんなり、天下にあらざるなり。」とある。六国りっこくや秦しんが悪くなったから滅びたと言っている。実に卓見たっけんである。戦争を善とし真理を曲げる今日こんにちの学者、政治家は顔色なしである。よい正しい国になれば決して国はつぶれない。国を守るに一番よいことは世界のためになる正しい国になることである。

これらの偉大なる真理を悟って戦争放棄ほうきを極めて明白に宣言している日本国憲法はすばらしいものである。政府は自衛隊が一見極めて明白に違憲であるかどうかという裁判所の審査を受けなければならない。

註

杜牧とぼく：唐代とうだい詩人。

阿房宮あぼうきゅう：秦の始皇帝しんこうていが建てた宮殿。

六国りっこく：七国のうち、秦しん以外の6国のこと

(5) 1981年(昭和56年)10月31日付原告準備書面つげげんこく

政府はソ連の脅威きょういを説いて国民に不安の念いだを抱かせ、軍備を増強してきた。原告が6月18日付準備書面をもって軍備では国が守れないことを論証ろんしょうしたので、政府は必ず反論して軍備で国が護れることを実証して、国民を安心させなければならない。それをしなければ国民を騙だましたことになる。

原告の所論しよろんが反論するに値しない愚論ぐろんであるとしても、日本の裁判所で公おおやけに言われたことであるから反論して、軍備で国が護れることを証明しなければならない。原告は50年来、軍備では国が護れないことを確信し、主張してきた。歴史の示す事実によって、この確信が一層強められてきた。近頃になってアメリカやヨーロッパでも人々が軍備で国は護れないということに気付いてきて、不安にかられている。ヨーロッパでは核武装強化拒否の運動が起こっている。日本にも軍備で国が護れないと不安に思っている人が増えてきている。政府は責任を持って軍備で国が護れることを証明し、国民を安心させなければならない。これが出来ない政府は国民に委託いたくされた政府でな

く、国民の敵である。是非反論しなければならぬ。

原告に少しく反論されて降参するような代理人でなく、もっと責任の持てる代理人にして頂きたい。代理人でなく、偉い方に直接反論していただきたい。幸いに準備書面で口頭弁論の代用をすることになっているから、偉い方に米沢まで来ていただくなくとも済むから是非お願いする。軍備で国が護れるという反論だけでなく、他の反論もして頂きたい。自衛隊が憲法違反だということになると、すべての軍備を廃止しなければならぬから、真剣に反論して頂きたい。

「友和」第 356 号 1983 年

12-8 憲法を^{まも}る裁判の報告（二）

忌^き避^ひ申^{もう}立^{した}て以後の報告をする。9 月 20 日付で（裁判官忌^き避^ひ申^{もう}立^{した}ては）却^き下^ゃされたが、その理由は（一及び三は略す）、

二、ところで裁判官忌^き避^ひの事由である「裁判ノ公正ヲ妨^さマクヘキ事情」とは、当該事件の手続外の要因により、当該裁判官によってはその事件について公平で客観性のある裁判を期待することができない事情をいうものであって、その手続内における審理の方法、態度などは、それがもつぱら訴訟手続外の要因に左右されて行われたものと認めるべき特段の事由が存する場合でない限り忌^き避^ひの原因とはなしえないものというべきところ、これを本件についてみるに、申^{もう}立^{した}てにん主張^{しん}の忌^き避^ひ原因は、仮にそのようなことがあったとしても、訴訟手続内における裁判官の審理の方法、態度に対する不服を主張するものにほかならないから、それ自体で直ちに忌^き避^ひ原因となり得ないばかりか、その審理方法、態度がもつぱら訴訟手続外の要因に左右されて行われたものと解すべき特段の事情も認められない。

（なお、申^{もう}立^{した}てにんは同裁判官が申^{もう}立^{した}てにん主張^{しん}のような答^た弁^{べん}をしたり、弁論を終結するに至ったのは、行政部の圧力に屈して自衛隊は違憲であるとの判決を下さないようにしているためであると主張するが、本件記録を精査するも同裁判官に右のような事情があるとは到底認め^{がた}難い）。

その他、同裁判官に裁判の公正を妨^さマゲル事情を認めることができない。

この理由が理由になっていないので、仙台高裁へ 9 月 28 日に即時抗^{こう}告^{こく}した。

抗^{こう}告^{こく}の理由

忌^き避^ひ申^{もう}立^{した}ては却^き下^ゃされたが、その理由は手続内の要因であるからというのであるが、手続内であろうと手続外であろうと裁判の公正を妨^さマゲルべき事情は忌^き避^ひの理由にならなければならない。しかし、それはともかくとして申^{もう}立^{した}てにん主張^{しん}する忌^き避^ひ原因は手続外の要因によるものである。裁判官が行政部の圧力に屈して自衛隊は違憲であるとの判決を下さないようにしているということは、記録を精査するも到底認め^{がた}難いといっているが、果たして精査したのか。1981 年（昭和 56 年）8 月 6 日付原告の準備書面を読んだのか。行政部の圧力なしに、見解の相違だといって討論を避け、被告に反論させないままに弁論終結にするような破廉恥な行為がどうして出来るのか。その行為そのものが圧力が加えられた確かな証拠である。

今日、政府が自衛隊違憲の判決を出さないように圧力を加えていることは周知の事実である。長沼裁判⁽²⁸⁾の福島裁判官も、砂川事件⁽²⁹⁾の伊達裁判官も左遷されている。自衛隊違憲の裁判が、如何に多く不正の裁判によって骨抜きにされているかは国民はいやというほど知らされている。島裁判官の政府に反論させないで弁論終結にしたことは、行政部の圧力に屈して裁判を曲げ、三権分立を破り、国家を危殆に陥れる売国奴的行為である。

以上の如く忌避申立却下の理由は、理由になっていないので抗告の趣旨の如き決定を求める。

(この抗告は次のような理由により棄却された)

抗告棄却の理由(一及び二は略す)

三、右不当利得金返還請求訴訟事件において、その審理を担当した裁判長裁判官島敏男が抗告人主張のような発言をし、原告(抗告人)の主張に対する被告の反論を求めないまま同事件の弁論を終結したとしても、これは同裁判長の訴訟指揮権に基づく正当な処置であることが同事件の審理経過に照らして明らかであって、同裁判官の右処置によっては、抗告人主張のような裁判の公正を妨げるべき事情があるとするとはできないし、他にもその事情を認める資料はない。

どうして裁判官は正常な思考力を失った決定をするのか。決定には理由を附することになっているのに理由を付けない。理由らしいものがついているが、これは決定を別の言葉で言ったにすぎない。そういう決定をした理由がない。よって最高裁への特別抗告状の如くに抗告せざるを得ない。

特別抗告の理由

山形地方裁判所米沢支部(モ)第87号において、忌避申立は却下されたが、その理由が理由になっていないので抗告したのである。その却下の理由というのは、裁判所が行政部の圧力に屈して、自衛隊は違憲であるとの判決を下さないことにしているということは、記録を精査するも到底認め難いというのであるが、精査したという証拠を挙げていない。ただ精査したと言っているだけで精査の結果があらわれていない。それ故1981年(昭和56年)8月6日付原告の準備書面を読んだのかと叱責される始末である。その準備書面には「この方が(反論させる方が)裁判官殿にとってもよいのではないのでしょうか。行政部の圧力に屈して裁判を曲げることは良心的

苦痛をなめなければなりませんし、良心にしたが従って正しい裁判をするには、非常に大なる勇気が要ります。どちらにしても苦しまなければなりません。被告指定代理人に命じて徹底的に反論させ、それで降参こうさんしたなら、それでも裁判を曲げろとはいわないでしょうとあります。それにも拘わらず反論させません。これは明らかに反論させて口頭弁論こうとうべんろんで負けるようなことがないようにという圧迫があったことを示します。この度の抗告棄却こうこくききやくの理由にこのことに言及しないのは、抗告人の主張を認めたことになるではありませんか。認めたのでなければこれを反論しなければなりません。

この抗告棄却こうこくききやくには（モ）第 87 号とは別の理由があげられているが、そしてその理由は

「これは同裁判長の訴訟指揮権そしやうしきにもとづく正当な処置であることが審理経過しんりに照らして明らかである」とあって（モ）第 87 号の棄却ききやくの理由と同じく理由になっていない。照らして見て、こういう事が明らかになったから正当な処置であると言わなければ理由にならない。ただ明らかになったというだけでは憲法に違反しても他の法令規則に違反しても構わない、勝手に指揮権を発動してもよいということになるのではないか。ほんとに審理経過しんりをよく調べたなら、その調べた結果を述べるべきである。今からでも述べていただきたい。これでは高等裁判所裁判官も抗告人に叱責しっせきされなければならない。

裁判長裁判官島敏男しまとしお ひこくの被告に反論させないことは、何と詭弁きべんを弄しても憲法第 82 条第 1 項に違反し、三権分立さんけんぶんりつを破り、国家を危殆きたいに陥おとしれる売国奴ばいこくど的行為である。どうか反論させるように命じ下されたく御願おんがい致します。原告被告が互いに反論し合い、公正な裁判が行われるようになれば忌避きひもうしたて申立を取り下げます。

「友和」第 356 号 1983 年

12-9 公開状

総理大臣中曾根康弘⁽³⁰⁾閣下

1983 年 2 月 15 日

鈴木彌美

閣下が曲学阿世の売国奴的学者の学説に惑わされず、自衛隊が憲法違反であると確信しておられることを喜ばしく存じます。

しかし閣下は日本国の公務員の総理として憲法を護る義務があります。自衛隊が違憲であるならば廃止しなければなりません。まもなく憲法を改正するからというのは自衛隊を存続させる口実にはなりません。憲法を改正するまでは現在の憲法に従わなければなりません。廃止する振りをして、ぐずぐずしているうちに憲法を改正させるからという不誠実なことも許されません。

自衛隊を廃止するのは大変なことですが、しなければなりません。いわば前任者の失政の後始末をする破目に立たされた訳で、お気の毒ですがやらなければなりません。これが出来なければ総理を辞して、憲法を護る義務を免ぜられて、改憲運動をなさらなければなりません。誠実な政治家として閣下の進みうる途は、総理を辞するか、自衛隊を廃止するかの二つより他にありません。

今更、売国奴的学者の学説に逆戻りして自衛隊を合憲とすることはできませんでしょう。風見鶏⁽³¹⁾のように勝手に都合のよい方に向きを変えることになります。総理大臣が売国奴になったら国は滅亡致します。

アメリカとの関係上、自衛隊を廃止することは出来ないと言われるかもしれませんが。そして勿論国際条約は守らなければなりません。しかし軍備は日本を亡ぼすものでもありますから、アメリカとの真の友好を望むなら、軍備を廃止するよう勧告しなければなりません。今アメリカは軍備を拡張しすぎて非常に困っております。滅亡寸前であるといっているでしょう。

閣下は軍備必要論者でありましょうから、軍備は国を亡ぼすという私の主張を反駁して下さい。

敬白

12-10 公開状（二）

なか そ ね やすひろ かつ か
 総理大臣中曽根康弘閣下

1983 年 8 月 1 日

すけよし
 鈴木彌美

2 月に差し上げました公開状の御返事が頂けませんで残念であります。私どもは小さな存在であり、公開いたしました雑誌「友和」も千部くらいしか出ない無力なものであります。しかし昔から小さな無力のものの声を聞くのが政治の要諦⁽³²⁾であると言われて居ります。どうか小さなものの声をお聞き下さるよう御願ひ致します。

閣下が総裁であられる自民党内において自主憲法制定運動が行われています。この改憲運動ほど国民を愚弄するものはありません。憲法を改正して、日本をしてアメリカの対ソ連軍備の一翼を担わせようというのがニクソン氏が副大統領の時日本に来て公言して以来アメリカの強い要望であることは周知の事実であります。閣下も先日アメリカへ参られて、そのことを強く感じられたことと拝察いたします。その押しつけられた憲法改正を自主憲法制定運動と呼ぶのは全く国民を愚弄するものであります。

改憲運動をなさるのは勿論自由であります但し虚偽の上に立って運動してはいけません。アメリカから押し付けられた改憲運動であることを明らかにして運動をしていただきたく存じます。

平和憲法の発案者が日本であるかアメリカであるかは知りませんが、私ども日本国民は敗戦で絶望のどん底にあったのが平和憲法を与えられて、これで復活することが出来る。これで先進国をリードすることが出来る。戦勝国に打ち勝つことが出来ると、新たな希望を持って喜んで受けたのでありまして、今日の改憲運動の如く押し付けられたのではありません。それ故占領憲法だから改憲するというのもいけません。

どうか国民を愚弄する運動は総裁の責任をもって止めさせて戴きたくあります。

敬具

12-11 憲法を護る裁判の報告（三）

日本の裁判はこれで良いか

前の報告の如く米沢地裁では忌避申立の理由を反駁して却下したが、仙台高裁では抗告状の理由を無視して勝手な理由にならない理由をつけて棄却した。最高裁の裁判官は一層悪く、次のような理由をつけて 1 月 20 日に却下した。

「民事事件については最高裁判所に特に抗告することが許されるのは、民訴法 419 ノ 2 所定の場合（憲法違背の場合）に限られるところ、本件抗告理由は違憲をいうが、その実質は原決定の単なる法令違背を主張するものにすぎず、同条所定の場合にあたらぬと認められるから、本件抗告を不適法として却下し、…」

これは理由ではない。却下するということを長たらしく言ったにすぎない。単なる違背にすぎないと判断したその理由を述べなければ理由とは言えない。従ってこれは理由の欠けている無効決定書であるから、理由をつけて有効な決定書に改訂してくださいと 1 月 25 日に決定書改訂願いを提出した。判断した時の理由を書き足せばよいから直ちに理由をつけてくれるかと思っただが、二ヶ月たっても何とも言て来ないので 3 月 28 日に次のごとく再び理由をつけるよう願った。

「1983 年（昭和 58 年）1 月 20 日付決定書に理由がついていなくて無効であるから理由をつけて下さるよう御願ひ致しましたが二ヶ月過ぎても有効な決定書を出して頂けません。抗告状に「被告に反論させないことは何と詭弁を弄しても憲法 82 条に違反している」と書いてあるのですから、82 条の意味はこれこれであるから反論させなくとも違憲ではないと言って下さらなければ理由になりません。なお単なる法令違背にすぎないといって却下なさるのはどういう意味でしょうか。まさか単なる法令違背はいくらしても宣しいという意味ではないでしょう。それなら下級裁判所でやり直せということでしょうか。とにかく理由がついていないからわからないのです。どうか理由をつけて下さるよう御願ひ致します。」

これと行き違いに無効決定書のまま裁判官忌避申立は却下を強行されて 4 月 22 日の不正判決となった。最高裁の裁判官は二ヶ月考えて内容はなっていないくとも形式的には「理由」と標題をつけてあるから適法だと解釈したのであろうが、こういう考えでは正しい裁判は出来ない。

4 月 22 日の判決主文は（三は略す）

- 一、原告の第一次的請求を棄却する。
- 二、原告の第二次的請求を却下する。

である。第一次的請求とは「被告は原告に対し、金 1 万 2,970 円（所得税の内軍事費相当

分)を支払え。」で、第二次的請求とは「支払わない場合は原告が納得するよう軍備が憲法違反でないことを証明しなければならない。」というのである。

口頭弁論で負けて降参した主張を正しいとした判決である。行政部の圧迫に屈し裁判を曲げたのであり、三権分立を破り国家を危殆に陥れる売国奴的行為である。

即日控訴し、第一回公判が7月26日となったので7月21日付準備書面をもって控訴の理由を述べて4月22日の判決が如何に不正であるかを明らかにした。

7月21日付控訴人準備書面

原判決の第一次的請求棄却の判決には事実誤認の違法がある。「租税の徴収と国費の支出との関係に就いては前掲事実中、二3(二)⁽³³⁾に被告が主張するとおりである」というが、被告のこれらの主張は原告が1981年(昭和56年)2月10日付及び3月11日付準備書面で詭弁であることを指摘し、被告は反論できないで降参したものである。これを正しいとするのは大いなる事実誤認である。降参したのでないなら反論しなければならない。反論もしないし降参もしないというのはもっとも悪いことで許すべからざることである。自分の考えを絶対視する誇大妄想狂者のすることである。またこれを正しいとする裁判官も誇大妄想狂であると言わなければならない。

なお「原告の主張は独自の見解だから失当⁽³⁴⁾というべきである」と言っているがこれも誤謬である。一人の主張であっても正しいものは正しいとしなければならない。しかも軍事費分徴税が憲法98条により無効であると考えている国民は徴税と歳出とは実質的、具体的関連性がないから支出が憲法違反でも徴税拒否は出来ないと詭弁を弄する少数の誇大妄想狂者より遥かに多い。誇大妄想狂でないことを欲するなら詭弁でないと反論しなければならない。

裁判官がこのような事実誤認をするというのも被告に反論させないからである。原告被告が互いに反論し合うと真理に到達し得るのである。これが学問の世界で重んぜられている弁証法である。弁証法の原語は英語式に発音すればダイアレクティクス⁽³⁵⁾で互いに反対意見を聞くという意味である。裁判で口頭弁論を重んずるのもこの為である。それであるのに口頭弁論を無視し反論させない。日本の裁判において軍備では国を護れないと公言されたのに反論しない。ソ連の脅威を説いて、国を護るに軍備が必要だと国民に訴えておいて、その軍備が国を護れないと裁判において公言せられたから、国を護れると反論しなければ国を欺くことになる。追求しても反論しない。裁判官も反論せよと命じない。これは明らかに反論しあって政府が負けることがないようにと、政府が司法部に圧力をかけた結果である。これは三権分立を破り国家を危殆に陥れる事である。

裁判官に反論しなくともよい法的根拠を問うたら、民事訴訟法全体の調子がそうだ

からと答えた。全体の調子なら口頭弁論を重んじているから反論しなければならないと思うと申したら、それは見解の相違だと言った。見解の相違といって討論を打ち切り強行採決するのは国政を誤る悪い政治家のする事で、真理を求める学者や裁判官はしてはならないことである。

それで裁判官忌避を申し立てたがその裁判がいい加減のもので、地裁における申立却下の理由が理由になっていないので抗告したが高裁の抗告却下の理由は地裁よりも悪く抗告状の抗告の理由を反論しないで勝手な理由をつけているので最高裁へ特別抗告をした。

最高裁の裁判は初めに書いたので略す。

第二次的請求却下の判決にも事実誤認の違法がある。この請求が不適法であるという被告の主張を原告は1981年（昭和56年）1月5日付及び1982年（昭和57年）1月28日付の準備書面で反駁し、被告は降参したが、裁判官は困って削除せよと再三要求した。政府が困るのは当然であるが裁判官が困るのはおかしい。裁判官は事実を正しく知って真理にしたがって判決を下せばよいから困る筈がない。これは政府が圧迫して、政府に不利な判決を下させないようにしている確かな証拠である。原告が二次的請求を加えたのはこのような不正な判決をさせない為である。

支払わない場合とは原告が負けた時で、それは原告が軍備は憲法違反だと反論できなくなった時で、納得するとは反論できなくなることである。それを「証明しなければならない」と言っているから義務の問題でこの義務を負うべき法的根拠がないからこの請求は不適法だと主張したので、この義務とは金銭を払うとかいう義務でなくて、正しい裁判をしなければならないという義務を言うので不適法ではないと反論してやった。これを反論し得ないまま不正に却下して憲法問題に触れないで判決が出せると考えて一次的請求を却下したが、これも二次的請求のあるなしに拘わらず口頭弁論に従って正しい裁判をしなければならないのに二次的請求を却下したからと安心して事実誤認のまま不正の判決を下した。

裁判官がこのような誤りを犯すのは先に述べた如く口頭弁論を重んじないからである。準備書面をもって口頭弁論に代えることになっていて、それはそれでよいことであるが、公判の時に朗読もせず、ただ各々自分の主張と認めるかと念を押すだけで公判は5分か10分ですんでしまい、準備書面の内容は当事者以外に知られないで、最後に裁判官が準備書面と証拠書類をよく検討して判決を下すということになっている。これは大変な仕事でいくら裁判官が有能でも誤りが入りやすい。それで裁判官に頼れないというのが国民の常識になっている。ましてこの裁判のように故意に不正な裁判を行おうという時は口頭弁論を重んじなければ防ぎようがない。そして公判の度毎に問題を片付けていくというようにしなければ日本の裁判は崩壊してしまうであろう。

7月26日公判においても準備書面を朗読することを申し出たが、よく読んだからその必要がないといわれ、この控訴審こうそしんにおいては必ず被告ひこくに反論させることを約束してくださいといっても約束しない。その上うえ弁論をつくしたから弁論終結とし9月30日判決すると宣告した。

「鈴木彌美・不当利得金返還請求訴訟すけよし ふとうり とくきんへんかんせいきゅうせしゅう一防衛費は違憲…」裁判の傍聴ぼうちょうを！

嘉藤 吉郎かとう きちろう

9月30日（金）午後1時、仙台高裁401号室（仙台駅から徒歩約13分）で判決の予定です。山形地裁米沢支部よねざわでは形式ばかりの審理しんりで4月22日、「憲法に違反するかどうか論ずるにあたらぬ」と判決しました。

鈴木氏はこれを不服として、仙台高裁こうそに控訴の手続きをとり、7月26日第一回公判が開かれました。ところがただ一回の公判だけで、国側が意見を述べるものがないとのことで、わずか12・13分間の公判で結審けっしんをして、9月30日（金）に判決すると決めました。傍聴ぼうちょうは私一人でした。今まで鈴木裁判を支援する会組織はありません。そこで友和会ゆうわかいの一会員として、9月30日の判決への傍聴ぼうちょうを訴えます。

12-12 憲法を護る裁判の報告（四）

9 月 30 日の仙台高裁も予期したとおり不正な判決であった。控訴理由に山形地裁の判決の事実誤認の点を並べて書いたのに、それには触れないで 2 年 7 ヶ月前に口頭弁論で負けた主張を判決の理由としている。

それで即上告した。上告理由を 50 日以内に出せとのことで、次のごとく 11 月 22 日に提出した。控訴審の判決文は上告理由書に必要なに応じて引用しているから略して、上告の理由書だけをもって報告とする。

<上告の理由>

一、原判決は憲法違反の不法である。

国民は裁判所の裁判を受ける権利がある。（憲法 32 条）然るに、仙台高裁におけるこの度の裁判は公判が 7 月 26 日に一回、10 分くらい開かれただけで少しも審議が行われなかった。添付の第一回口頭弁論調書の示す如く、控訴人控訴陳述とあるが、これには控訴の理由を述べた 7 月 21 日付控訴人準備書面を加えなければ控訴状の陳述にはならない。かつ 7 月 26 日付被控訴人の答弁書はこれに対する答弁書でなければならないのに控訴人の出した控訴の理由に触れないで、2 年 7 ヶ月前に出した準備書面のとおりに主張すると言っている。

次の当事者双方の陳述というのは実際なかったことである。控訴状のどの部分を引用して原審口頭弁論の結果陳述としたのか。また、被控訴人の陳述は答弁書に被控訴人の主張及び立証は原判決事実適示及び被告第一審の主張の通りであるというのを引用しているのかも知れないが、これは控訴人が第一審において徹底的に詭弁であると論難して被告が降参したものであり、控訴状において事実誤認であると指摘したものである。それ故その控訴人の論難、指摘を加えなければ当事者双方の陳述とすることはできない。

最後に控訴人の控訴理由を述べた準備書面を陳述したことにし、控訴理由は審議しないで弁論終結となった。これでは裁判が行われたとは言えないではないか。

二、第一審判決に事実誤認があるからという理由で控訴したのに原判決は裁判を行わないで事実誤認のまま本件控訴を棄却した。

これは日本の裁判制度を無視した不法の裁判である。事実誤認とは口頭弁論に負けて降参したものを判決の理由としたことである。降参したのではないというのであろうが、降参もしない、反論もしないというのがもっとも悪いことで、自分の考えを絶

対視する誇大妄想狂症状である。

第二次的請求が不適法であるという主張も原告に誤りを指摘されて降参したものである。これを降参したのでないとするのは反論もしない、降参もしない誇大妄想狂症状である。これを理由として判決を下したことは不法である。

この控訴審において唯一の裁判らしいものは控訴人の補充陳述を付加して「軍備で国が護れないと裁判の場において公言されたのに反論しないのは国民をだますことになる。口頭弁論は学問の世界で重んぜられている弁証法であって、真理に従って裁判が行われるように裁判は口頭弁論によると定められている」という控訴人の主張を取り上げて審議したことである。しかしこの審議の結果も誤っている。被控訴人の反論は本件の審判にとって無用、不必要なものであると何の理由もつけずに断言している。これは裁判がうそとごまかしで行われてもよいということではないか。口頭弁論を無視することではないか。

第一審において裁判長が被告に反論させないので裁判官忌避の申立をしたが却下され、次々に抗告したが最高裁でも却下されたので、反論させなくてもよいことになったと解釈して無用かつ不必要と断言したのかも知れないが、最高裁の決定書は理由が記載されていないので無効である。反論させないことは審議しないことである。

三、反論させないからという理由で裁判官忌避の裁判を起こしたが、正しい裁判が行われなかった。政府の圧迫に屈して違憲の判決を出さないように反論させないのであるから三権分立を破り国家を危殆に陥れる売国奴的行為であると訴えたが、本件記録を精査するも同裁判官にそのような事情があるとは認められないと、精査の結果を示すことなしに断言している。このような破廉恥な行為が他からの圧迫なしにどうして出来るのか、この行為そのものが圧迫があった確かな証拠であるといって抗告したが、この論証に答え得ず、同事件の審理経過に照らして訴訟指揮権にもとづく正当な処置であることが明らかであるというのみで理由を述べていない。それで最高裁に特別抗告したが、最高裁の決定も「違憲というがその実質は原決定の単なる法令違背を⁽³⁶⁾主張するものにすぎず」といって却下した。こう判断した理由がなく無効であるから、決定書改訂願を提出したが2ヶ月たって無効決定書のまま却下を強行した。

どうかこの裁判をやり直して正しい判決を出してください。何と詭弁を弄しても被告に反論させないことは憲法32条に違背することである⁽³⁷⁾。

1983年（昭和58年）11月22日

右上告人 鈴木 弼美

最高裁判所御中

* 第一回口頭弁論調書
(弁論の要領)

控訴人

控訴の趣旨二項

「1 (第一次請求)

被控訴人は控訴人に対し、金 1 万 2,970 円を支払え。

2 (第二次請求)

被控訴人は控訴人が納得するよう軍備が憲法違反でないことを証明せよ」

と訂正し、同第三項として

「訴訟費用は第一、第二審とも被控訴人負担とする」

と追加のうえ控訴状陳述

被控訴人

答弁書陳述

当事者双方

原判決事実の適示のとおり原審口頭弁論の結果陳述

控訴人

準備書簡 (1983 年 (昭和 58 年) 7 月 21 日付) 陳述

裁判所

弁論終結

12-13 年頭所感

年頭に際して思うことは「今年は一層平和の為に努力しなければならぬ」ということである。

昨年は戦争の危機迫る暗黒の年であった。世界各地に戦争や流血の惨事があった。それに加えて、終わりに近づいて好戦的なレーガン氏と中曽根氏がそれぞれの国の首長に再選されて一層暗黒を増した。しかし私たちは失望しない。クリスマスをもっともよく預言しているイザヤ書 9 章に

1 今くるしみを受くれども後には闇なかるべし。昔はゼブルンの地ナフタリの地をあなどられしめ給いしかど、後には海にそいたる地、ヨルダンの外の地、ことくに人のガリラヤに栄を受けしめ給えり。2 幽暗をあゆめる民は大いなる光をみ、死蔭の地にすめる者の上に光てらせり。3 なんじ民をましその歡喜を大いにしたまいければ、かれらは収穫時によろこぶがごとく、掠物を分かつときに楽しむがごとく汝の前によろこべり。4 そは汝かれらがおえる軛とその肩の笞と虐ぐるものの杖とを折り、これを折りてミデアンの日のごとくなし給いたればなり。5 すべて乱れたたかう兵士のよろいと血にまみれたる衣とはみな火のもえくさとなりて焚るべし。6 ひとりの嬰兒われらのために生まれたり。我等はひとりの子をあたえられたり。まつりごとはその肩にあり。その名は奇妙、また義士、また大能の神、とこしえの父、平和の君となえられん。7 そのまつりごとと平和とはましくわわりて窮なし、かつダビデの位にすわりてその国をおさめ、今よりのちとこしえに公平と正義とをもてこれを立てこれを保ちたまわん。万軍のエホバの熱心これを成したもうべし。(38)

とある。如何に世界が暗黒に覆われても神の光は照り輝く。ヨハネ伝 1 章 5 節には「光は闇の中に輝いている。そして闇はこれに勝たなかった。」とある。闇、即ち悪魔の力がいくら強くとも神はこれに打ち勝って戦争のない、平和な世界を築き上げて下さる。万軍のエホバの熱心これを成し給うべしとある。全能の神が全力を注いでやって下さるのである。必ず成就するにきまっている。神が共に働いて下さるのである。私たちの戦いは既に勝った戦いである。「勇気を出しなさい。わたしはすでに世に勝っている。」(ヨハネ伝 16 章 33 節)とおっしゃるキリストの下で戦うのである。暗黒の世に光が輝いたということがどんなに有難いことか私たちには充分知り尽くせない程である。さあ平和の為に勇ましく戦おう。

年頭に当たり次に思うことは会員を増したいということである。500 人位の会員ではほとんど何もできない。事務は奉仕^{ほうし}によって行い、何か事業をしようという時に寄付金^{ふきん}に頼るといふのでは充分^{じゅうぶん}なことは出来ない。どうしても会員数を増やさなければならぬ。会員の周囲には平和を愛する人々が何人かはいらるでしょう。そういう方々に入会をすゝめて頂きたい。平和団体や平和運動が多くあるが、その多くはイデオロギーの宣伝の為で、非暴力の、真の平和の為のものではないので、我等^{われら}のような真の平和の会には良心をもってすゝめられる。また入会しても何の働きも出来ないのといつて遠慮^{えんりょ}なさる方もあるかと思うが、今は 500 人くらいの小さな会であるから入って下さるだけで大きな力になるから、積極的に運動に参加するお暇^{ひま}のない方でも平和を愛する方は是非^{ぜひ}入っていただきたいと思う。どうか会員諸君は友人に入会を勧め^{すす}ていただきたい。会員各位が一年に一人入会させて下されば一年で二倍になり、二年で四倍になり三年で八倍になるのである。どうか入会をすすめることを努力して頂きたい。

12-14 政池仁前理事長を悼む

政池仁前理事長は理事長在任は二期四ヶ年にすぎないが、日本友和会再建には非常に功勞のあった方である。

戦後復活したと言っても会員数も少なく、経済的にも自立出来ず、国際友和会より援助を受けている状態であった。これではならないと言って政池理事はほとんど一人で非常に努力なされて、会員数を増やし経済的に独立出来るようにして下さった。そしてまず国際友和会よりの援助を辞退出来るようになり、今日では国際友和会の費用を少しではあるが負担するようになった。これは政池理事の献身的な御努力による。政池仁理事は再建日本友和会の生みの親と言ってもいい方である。

経済的独立が出来なければ、どんな立派な働きをしても無意味である。経済的援助をしてくれるものの為になっていることになる。経済的独立なくして精神的独立はあり得ない。どうしても経済的援助者の思想に同調したくなる。国際友和会は思想の統一などはしないであろうが、それでも各々独立した各国友和会の連合として強力に平和運動を推進することが出来るのである。それ故生みの親というのも言い過ぎではない。

政池仁前理事長を天国に送って思うことは、残された我等はその遺志を徹底させ、日本友和会の独立を全うするよう努力しなければならないということである。独立したと言っても事務の多くを有志の方の奉仕にまたなければならないとか、何か特別なことをする時に特別寄付金を集めるとかいうのではほんとでない。会員を増やすことが目下の急務である。

世には平和を愛し、平和を求める人々が多い。ことに基督信徒に多い。そして平和運動をしている団体も多い。しかし多くの平和団体は自分のイデオロギー宣伝の為に平和運動をしているので、ほんとに、平和の為の平和運動をしているものは少ない。それ故我らは確信をもって人々に殊に基督信徒に友和会への入会をすすめることが出来る。会員各自が会員を増やす努力をなさることを切望する。

「友和」第 389 号 1986 年

12-15 軍事費納税拒否裁判（米沢講演⁽³⁹⁾その一）

今、私がやっております軍事費納税拒否の裁判の報告を致します。日本は法治国であります。法律で治めている国というわけです。すべての行政が法律によって行われているのであります。フランス革命前のフランスでは国王が気に入りの貴族に白紙逮捕状を渡します。その貴族は、自分の憎むものの名前をそこに書きこめばその人がすぐ牢屋に入れられるというふうになっておりました。それではいけないからというので、進んだ国家では法律によって刑罰を行う、刑法によって裁判を行って刑罰を行うというふうになっております。徳川時代には、幕府が財政困難になりますと金持ちに御用金⁽⁴⁰⁾を出せという命令を出します。それではやはりいけないからというので進んだ国家では、国税法というものを作ってその法律に従って税金を集める。そしてそれを国の費用にあてるということをしております。

日本も進んだ国でありますから法治国になっております。法治国においては国家の行政をすべて法律によってやるのですから、法律をたくさん作らなければならない。そうすると充分気をつけていても法律と法律との間に矛盾することが起ってまいります。そういう時には、より高い法律に従うというのが法律学の方の常識になっております。特に憲法は最高法規であるからといって第 98 条に「この憲法は国の最高法規であってこの条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部または一部はその効力を有しない。」とあります。憲法に違反するものはいけなかったといっております。国民は国税法に従って税金を納めなければなりません。が憲法に反する部分は国税法に従ってはならないのであります。自衛隊は憲法第 9 条に違反いたします。従って政府は軍備を廃止しなければなりません。また、国民は軍備の為の税金を納めてはならないのであります。私は収入が少ない為に所得税を納めておりませんが、1979 年度には臨時の収入がありましたので、1980 年の 3 月には所得税を 240,200 円納めることになりました。その年の軍事費相当分 5.4 % 分の 12,970 円を差し引いて納めました。12,970 円は銀行に預けました。その通帳を税務署にあげました。必要なら差し押さえて下さい。私は軍事費分の税金を納めることはできませんから、そうやってやりました。

税務署ではそれを滞納分として没収いたしました。私は銀行に預けたということはどうまいことを考えたと思っております。納税拒否をやりたいけれども、そうすると差し押さえをされて何から何まで差し押さえられてしまって困るからといって納税拒否をしない方が多いわけでございます。そしてまた、税金を供託⁽⁴¹⁾することが出来れば、それを没収するでしょうからいいんでしょうけれども、税金の供託ということ

はできないことになっていきますので、私は銀行に預けた。それを自由にしなさいといってやりました。そして税務署ではそれを没収いたしまして、^{たいのう}滞納分にあてました。それは憲法に違反することだからとてはいけない税金をとったのだから^{ふとうりどくきん}不当利得金を返還してほしいという税金の^{そしやう}訴訟をおこしたわけでございます。1980年の3月に税金を^{おさ}納めることになって軍事費分だけ差し引いて^{おさ}納めた。それを没収いたしましたからそれを返せという裁判を1980年8月に^{ていそ}提訴いたしました。法律の専門家は皆、この裁判は負けるというております。

しかし法律技術をもって戦えば負けるであろうが真理をもって戦えば必ず勝つと私は確信しております。それで弁護士を頼まないで戦っております。1980年の11月6日に第一回の公判がありました。^{こうとうべんろん}準備書面をもって口頭弁論にかえるということになっておりますので、初めはちょっと戸惑い^{とまど}ましたが、^{こうとうべんろん}準備書面をもって口頭弁論にかえるということは、準備書面をよく考えて書くことができますので、真理をもって戦うには大変都合がよいのであります。なお、その上に公判と公判の間でも、準備書面を取りかわして論争できるようにしてもらいました。普通の公判は両方でもって準備書面を出しまして、これを主張と認めるか、はい認めます。それでその日の公判は終わりになってその次はいつする、ということになってしまう。それでは裁判が非常に長くかかりますから、公判と公判の間でも相手の人と準備書面で論争いたしまして裁判を進めることにいたしました。これは大変成功いたしまして裁判の実質は、第三回の公判を待たないで決まってしまうました。

政府は憲法問題に触れないで解決しようとして^{ちやうぜい}徴税と^{さいしゆつ}歳出は、法的関連性がないから^{さいしゆつ}歳出が憲法違反であっても納税拒否はできないと主張いたしました。そしてこれをもって訴えを追い払おうとしたわけです。しかしどの国にも^{さいしゆつ}国税法と歳出を決める法律を一つにする国なんてありません。ですから法的関連性がないのは当然であります。しかし集めた税金が歳入になり、その歳入が^{さいしゆつ}歳出になるのでありますから、実質的には密接な関係があるのであります。法的関連性がないから実質的にも関連性がないように思わせるのは悪質な^{きべん}詭弁であります。そして政府の主張を^{ろんぱ}論破いたしました。第二回の公判は1981年2月6日でありましたが、その時に準備書面が整っていなかったので最後まで言うことはできませんでした。それで、次の公判の前に2月10日付の^{つけ}準備書面でそのことを徹底的に^{ろんぱ}論破いたしました。それで、4月16日の第三回公判を待たないで政府は^{こうさん}降参いたしました。

それでこの^{そしやう}訴訟の核心であります自衛隊が違憲であるかどうかの論争に入らなければならない。違憲であっても何でも、関連性がないから納税拒否はできないとしようとしたんですけれども、それができなくなったわけですから、どうしても自衛隊が違憲であるかどうかの論争をしなければならなくなったわけです。それなのに反論してこないのです。いくら違憲でないというて反論するようにとってもしないておりま

す。1980年11月に名古屋でもって、同じような納税拒否の裁判に判決が下りました。それが、7年か8年続いておったのです。日本の裁判がこんなに長く続くことは、日本の恥だと思ふんですけれども、8年も続いて1980年の11月に名古屋において、軍事費納税拒否裁判の判決が下りました。その判決の中に、政府の自衛隊合憲論がありました。それを私の裁判の場合にも証拠として出してまいりました。それでこれを政府の主張だとして、それを反駁するから、反論してほしいと政府の自衛隊合憲論を反駁いたしました。政府は、軍備等は統治行為であって、高度の政治的判断を要するものであるから、裁判所の審査の対象にならないということにしております。それを反駁いたしました。高度の政治的判断を要するものならば、一層裁判所の審査による協力を要請すべきである。自分だけが高度の政治的判断ができると、うぬぼれている者には何もできないものであります。

それですから、国を守るのに役に立たない軍備を夢中になってしております。今日軍備をして米国と同盟することは、国を滅亡に追いやることではないか。米ソ戦争が始まればいくら米国が守ってくれても、米国と日本が勝ってもソ連のミサイルはどんどん日本の国土に落ちてまいります。国土は荒らされ、国民の多数は殺されます。勝てば殺され方が少し少ない、国土の荒らされ方が少し少ないというだけで、国土の大部分が荒らされ、国民の多数が殺されることにおいては変わらないのです。戦争をしたのでは守れない、勝っても守れない。これでも国は守れるのかと反駁いたしました。やはり反論してこない。ついでに申し上げますが、中曽根さんは米国に行って限定核戦争に同意してきました。これは日本を中心として、核戦争が徹底的に行われても、核戦争が米国ならびに、ソ連の本土に及ぼさないようにすることができるかどうか験すというのが限定核戦争であります⁽⁴²⁾。

ですから日本は徹底的に破壊されて、国民は、皆殺されることであります。不沈空母⁽⁴³⁾だといっても、甲板はめっちゃめっちゃに破壊されて乗組員が皆殺されてしまえば戦争はできません。中曽根さんは自分も殺されるということに同意したというわけです。これはどうしても危なくなれば、飛行機で脱出するから保護してくれ⁽⁴⁴⁾という約束でもあったとしなければ、考えられないことであります。この中曽根さんが、国民の間で最も人気があるというのです。日本国民はもっと真剣に考えなければならぬわけでありまして。また、憲法第9条が自衛の軍備をもつことを禁止していないという学説もあるから、自衛の軍備をもってはいけないということは成り立たないというのでありますが、そういう学説はどういうことかという、自衛権は国際法でも認めておるので、これを憲法で否定するはずがないというのであります。しかし、国際法の道徳というのは、個人間の道徳より遅れております。国際法というものは遅れたものであります。

日本の憲法の方が国際法よりはるかに進んだもので、高い優れたものであります。

ゆえに国際法で認めているものを、日本の憲法が否定するはずがないというのはあやまりでありまして、日本の憲法の方が国際法より高いものであります。政府の主張を徹底的に反駁いたしまして、反論を求めましたのに反論しないのであります。反論しなければ負けるのではないかといっても裁判官は負けるを承知で反論しないものを無理に反論させることはできないと、そういいます。裁判官と反論させろ、させなくてもいいという論争をずっと続けました。ソ連の脅威を説いて国民に不安の念を抱かせて、そうして軍備をしなければならないといってきたおやけ、公の日本の裁判の席で軍備では国を守れないと公言したのでありますから、これを反論しなければ国民をだますことになるといっても反論させないのであります。

(9月、米沢市における講演 続く)

12-16 軍事費納税拒否裁判（米沢講演その二）^{よねざわ}

1981 年の 4 月、第三回公判以来、1983 年 6 月の第九回公判まで反論させろというのに反論させないままに、二年間空費し無駄^{むだ}にしてしまった。反論しなくてもいい理由として、すべて判例主義によるから、だから反論しなくてもいい、もうすでに判例で決まっているから、というかと思ひまして、そういうことはいつてはいけない。判例主義によるということは日本中の法律学者が、それが正しいとしておっても、正しくない法律に反する判例を作ってしまうえば、法律なんてあって無きものになってしまいます。正しい判例は参考にしなくてはならないけれど、何でも判例主義によるというのは間違いだといってやりました。

そのほか、証拠主義によって確かな証拠を集めておってやるからだから反論しなくてもいいというかも知れないと思ひまして、それもいけないということを私はいおうと待っていた。ちょうどその頃ロッキード事件⁽⁴⁵⁾において証拠の読み違いをしておりました。クラッター⁽⁴⁶⁾がロサンゼルス空港で小佐野⁽⁴⁷⁾に 5 億ドル⁽⁴⁸⁾だけ渡した。それにクラッターの日記を証拠として出しまして、4 時半にどここのゴルフ場で 9 ホールのゴルフをしたと書いてある。そのゴルフ場に行くのには車で 50 分くらいかかるから 4 時半にゴルフを始めるというのだったら⁽⁴⁹⁾、3 時くらいにロサンゼルス空港を離れなければならない。だから 4 時半に小佐野^{おさの}と会ったというのは、不可能なことだからと、立派なアリバイ^なが成り立つということで、検察側の人もその証拠を認めたのです。ところがいいあんばいに、裁判長がゴルフが好きでやっておって、いくらロサンゼルスでも 4 時半から、たとえば半分の 9 ホールのゴルフもできない。だから 4 時半とゴルフとは別問題である。朝からゴルフをやっておったんだけど、4 時半に小佐野に会うために半分の 9 ホールで切り上げて空港へいったと、そういうことの日記だと証拠を正しく読んだ。それで小佐野のアリバイ^なが成り立たず小佐野^{おさの}は有罪になった。

証拠の読み違いがあるから、証拠主義による反論はいらぬことにならない。ですから証拠主義によるといいまでも、証拠の読み違いということがありますから、反論させなければいけません。証拠というものも口頭弁論^{こうとうべんろん}をうらづけるものでなくてはなりません。それで証拠主義によると言ったらこういつて反論しようと思ったら、証拠主義によるとはいわなかった。結局裁判官は、反論しなくてもいいというのは、民事訴訟法の第何条にあるというのではなくて、民事訴訟法の全体の調子が反論しなくてもいいようになっておるから、反論しなくてもよいのだといひましたから、私が民事訴訟法^{そしょう}では口頭弁論^{こうとうべんろん}を重んじていて口頭弁論^{こうとうべんろん}とは互いに反論し合うことであるから

反論しなければならぬと反論致しました。それは見解の相違だと裁判長がいました。ですから、私は大変憤慨致しました。討論に負けそうになると見解の相違だといって討論を打ち切って強行採決をするのは、自由民主党の悪い政治家のすることで、真理を尊ぶところの学者や裁判官はしてはならないことであります。だから、そういう見解をもたれた理由を教えてくださいと申しましたが、それをしないで反論しなくてもいいという確かな証拠を示さないままに、弁論を終結に致しました

それで私は裁判官の忌避をいたしました。反論し合うと負けてしまいますから、口頭弁論をやらせないで裁判を行えという政府の圧迫によってそういうことをしているんですからね。そうでなければ、そんな馬鹿なことをいうはずがないんです。これは司法が行政の奴婢⁽⁵⁰⁾になってしまっていることを示します。これは三権分立を破る、国を滅ぼす非常に恐ろしいことですから、反論させないのはよくないと、裁判官忌避の申立を致しました。その申立も却下されましたが、その却下の理由が理由になっていないので控訴にあたる抗告を致しました。

高裁の忌避の裁判はなお悪い。米沢地裁の裁判は、間違った理由でありますけれども理由らしいものをつけてちゃんと決定を下しておりますけれども高裁では、私があげた抗告の理由には触れないで裁判の経過を調べたけれど、これは裁判官の正当な指揮権発動であるから却下する。といてまいりました。米沢の地裁の一決定よりも理由らしいことはいわないで却下してきました。それから上告にあたる特別抗告をいたしまして、こういう裁判の判決は判決といわないで決定というのですが、最も簡単でした。「違憲というけれども、単なる法律違反を主張するにすぎないから却下する」としてきました。それでは理由にならない。すべて判決とか決定には理由を書くことになっておりますのに理由が書いていない。単に却下するというを別の言葉でいったにすぎません。どうして単なる法律違反にすぎないと判断したのか、その理由を書かなければ、判決、決定としては、無効なものですから、それで私は、決定文改訂願というものをしました。こんなことは日本の裁判始まって以来、前代未聞だと思うんです。

日本では最高裁の裁判官のことを、うのみにして何でも通すものですから、悪いことが行われるようになっていたと思いますから、決定文に理由をつけて下さいと願いをしました。そうしましたならば、二ヶ月は却下を強行しないでおりました。二ヶ月経っても理由をつけてくれませんかから、また再度、決定文に理由をつけて下さいと願いをしました。それと行き違いに、理由を書いてない欠陥決定書のまま、裁判官忌避申立の却下を強行し、米沢で判決を下すことになりました。

米沢の裁判官は、誤った理由ではありましたが、それでもちゃんと理由をつけておりました。高裁の裁判官は、理由らしいものはいわないで、ただよく調べたけれどもそういうことはない、裁判官の正当な指揮権だからいいというにすぎない。最高

裁に行ったら、それもいわないで、違憲を言うが、単なる法律違反を主張するにすぎないから却下^{きやつか}するところまで来ている。日本の裁判官は、全体が悪いのですけれども、上に行くほど悪いんです。悪くなければ出世できないからということになるかもしれませんが。忌避^{きひ}が却下^{きやつか}されたので米沢地裁で判決を出すことになったが、その判決^{こうとうべんろん}というのは口頭弁論で負けたことを理由にして判決^{くだ}を下しております。ですから、それはけしからん⁽⁵¹⁾、降参^{こうさん}したんじゃないというかも知れないけれど、反論もしない降参^{こうさん}もしないの一番悪い。

それは誇大妄想^{こだいもうそう}の症状です。つまり、自分の考えが絶対だから、反論の必要がないというんでしょう。降参^{こうさん}しない限りは、反論しなきゃいけない。そういうことを書いて控訴^{こうそ}いたしました。けれども、今度^こは一回の公判だけで裁判らしい裁判はしないで、弁論を終結すると言いましたから、よっぽどそんな不正な裁判をしてはいけないと論争しようと思いましたが、また同じことをくり返すよりも早く最高裁に言った方がいいと思って、不都合を承知して判決^{くだ}を出させて、ただちに上告^{こうこ}いたしました。上告の理由として、こういうわけでちっとも、裁判らしい裁判はしていないと、高裁における口頭弁論^{こうとうべんろん}の調書をつけて上告致しました。

そうしたら、やはり理由^{ことうべんろん}をつけないで、口頭弁論^{きやつか}を経ないで却下^{きやつか}してもよいという民事訴訟法^{そしやう}第 401 条によって却下^{きやつか}した。ですからまた、判決文に理由をつけて下さいと昨年 3 月に要求しました。けれども何とも言ってきませんので、5 月にまた出しましたけれども、まだ何とも言ってきませんから、今度は再審願^{さいしんがん}いを出そうと思っております。多くの方は、こういうふう^{きやつか}に却下^{きやつか}されるから、負けるといっていますが、私は不正な裁判をした方が、負けだと思っております。

再審願^{さいしんがん}いを出そうと思っておりましたところ、昨年^こもまた、臨時の収入がありまして、今年の 3 月には、また所得税を 1,561,900 円納^{おさ}めるようになりました。今度は軍事費分 5.8 %にあたる、91,000 円を差し引いて納めまして、残りを没収させまして、また、不当利得金返還請求^{ふとうりどくきんへんかんせいきゅう}事件^{じけん}というのを起こしました。第一回の公判は 9 月 30 日にありますが、裁判の公判は傍聴^{ぼうちやう}してもつまらない。口頭弁論^{こうとうべんろん}をしないで、準備書面を提出するだけで、これに書いてあるものを朗読することさえしないで 5 分か 10 分で公判終了となります。秘密裁判のようなもので公判で論争されたことは無関係で勝手な判決^{くだ}を下しています。本当に日本の裁判は悪くなってしまって国民に信用されないでいる。それで今度は、あくまで反論させろと裁判官と対決して、ごまかされないようにする。反論させないというのは、もう反論できなくなったそのことを理由にして、判決^{くだ}を下すのですから、不正な裁判です。何とかして反論させて、裁判が公正に行われるようにしようと思っております。

(9 月、米沢市^{よねざわ}における講演 続く)

12-17 軍事費納税拒否裁判（米沢講演その三）

政府では違憲でないということを、先程のお話にもありましたように、色々と理屈の合わないことを言っております。ですから口頭弁論さえ、ちゃんとやってくれば政府の主張が間違っていることを立証できまして軍備をやめさせることができます。近頃 1% 枠ならば、軍備をしてもいいように言われておりますけれども 1% 以内の軍備でもいけないのです。反対党の人たちがへんなふうにして、GNP⁽⁵²⁾ 1% 枠内なら、軍備をしてもよいように考えておりますけれども、これは誤りです。憲法よりも国の方が優先であるから、軍備をするんだという、先程のお話もありましたけれども、軍備をしても国を守ることは出来ない。日本とアメリカの方が自衛の戦争で勝ったとしましても、軍備では国を守ることは出来ない。ただ勝てば、国土の荒らされかたが少し少なく、国民の殺されかたが少し少ないというだけで、国土が荒らされ国民の多数が殺されることにおいては変わりがなく、軍備では守れない。

軍備が無いと却って侵略される心配がないということが先程のお話にありましたけれども絶対とはいえないながら、万が一侵略されると言うことはあり得ますけれど、争いも何もないのに侵略してくるような国は、じきに自滅してしまいますから、少し辛抱していればよいのです。侵略者が来たら自由にさせておけばよい、抵抗しなければそうむやみに殺しはしません。人を殺すにしても国土を破壊するにしても、そうむやみには致しません。力がいきますから。そういう時に平和か自由かどっちが大切かということがよく言われます。それはそういう不法な国の侵略をこうむれば、しばらくは不自由するでしょうけれども、物質的な不自由なんて大したことはない。ちょっと我慢していればいいのです。そういう国はじきに滅びますから、じきに自由になります。抵抗しない方がいい。抵抗して沢山殺されたり、国土が荒らされたらそんなつまらないことはない。

フィンランドでは帝政ロシアに侵略されまして、独立を失ったのです。けれどもフィンランドの人達はしっかりしておりましたから、精神的独立までは失わないでおりましたから、ちょっと辛抱している間に、帝政ロシアが倒れてしまって、フィンランドは独立することができたのです。フィンランドではシベリウスという音楽家が 1899 年にフィンランディアというシンフォニックポエム、交響詩ですかね、それを作りましてその音楽を聴きますと、フィンランドの人達は本当に愛国心をおこして独立したくなるというので、ロシアの皇帝が演奏禁止に致しました。書物なら発売禁止でありますけれども、音楽ですから演奏禁止に致しました。このように弾圧しましたけれども、それから 17 年経って帝政ロシアは倒れ、フィンランドは独立を致しました。フィ

ンランドは音楽でもって独立を^{まっ}全うしたのです。軍隊の力では国は守れないけれども、音楽では守れたわけです。

軍備では決して国を守ることは出来ない。軍備で国を守るという愚かなことはやめて、憲法第 9 条に^{したが}従って、本当に国を守るようにすることが大事であります。世界各国が日本の憲法を^{まね}真似して、平和憲法を作るように必ずなります。そうしなければ国は滅びるのですからね。日本が平和憲法を与えられたということは、それが押しつけであるか何であるか知りませんが、とにかく非常にいい憲法をあたえられて、そうして世界に本当の国家としての生き方を示すようになったのでございます。日本の憲法は本当にすばらしいものでありまして、それを私たちは守らなければならない。

国民が政治家にだまされないようにしなければいけない。軍備が必要であることを主張するために軍備^{とじまりろん}論とか、真空^{しんくうろん}論とか、抑止^{よくしろん}論だとかいいますが、^{みな}皆間違いであります。日本で軍備が^{しんくう}ちっともなければそれは真空状態だから、ソ連でもって^せ攻めて来るといのが^{しんくうろん}真空論でありましようけれども、日本に軍備がなくても、日本なんか攻めてきません。アメリカと五分五分の戦争をしようといのですから、そんなときに他の国を侵略して国力を弱めるような、そんなバカなことはしません。ただ日本を侵略することによって、国力を強めて、アメリカに勝つことができるから、と思うことがあるかも知れませんが、日本の国力をソ連の国力に加えることは、急に、ただではできません。やはり国力を^{しょうもう}消耗しなくてはできないことありますから、決して^{しんくう}真空だからといって^せ攻めてくるような馬鹿なことは決してありません。

^{よくし}抑止論は大きな間違いでありまして、相手よりも自分が強力な軍隊を持っておれば^{よくし}抑止できる。けれども自分を押しやることはできない。軍備をもっていると、わがままができるようになって、どんどん悪くなってしまふ。軍備がないと外交上において色々な不利が起こるといいますけれどそのこと自身が軍備が無い方がいいということを示しているのです。軍備を背景にして外交上の^{せつしょう}折衝をしようとするのはそれは悪い折衝ですから、それは通らん方がいいのです。国を守るには軍隊は要らない。

今から 1,200 年以前、中国の唐の時代に杜牧という詩人がいました。その詩人が、阿房宮の賦⁽⁵³⁾ということを書いております。阿房宮というのは、秦の始皇帝が造ったばかりでかい宮殿のことです。阿房宮の賦にはすばらしい宮殿の跡であったことを書いて^お居ります。が、こういうことをいっているのです。

「六国を滅ぼしたのは秦ではなくて六国だ。秦を滅ぼしたのは天下でなくて秦だ」と。これはどういうことかといいますが、七国あって七国のうち秦が非常に強くなって他を滅ぼしたんだ。けれども、六国をほろぼしたのは秦ではなくて六国だ、六つの国が悪い国になったから滅びたんだということでもあります。また、秦を滅ぼしたのは、^{こうう}項羽⁽⁵⁴⁾とか^{りゅうほう}劉邦⁽⁵⁵⁾とかいう人達でありますけれども、そういう人達が秦を滅ぼした

のではなくて、秦しんが悪い国になったから滅びたんだといひます。阿房宮あぼうきゆうなんてばかな宮殿を作るから、だから滅びたんだというわけですね。これは実にえらいことをいっていると思うのであります。国を売るような政治家が国を守るために軍備が必要だといっておりますけれど、千年以上前の唐の時代に、国を守るにはいい国になればいいんだ。秦が滅びたのも、六国りっこくが滅びたのも悪い国になったから滅びたんだと、そういうことをいっているのでありまして、今の御用学者や政治家は本当に杜牧とぼくの前ぜんで慙死ざんし ⁽⁵⁶⁾すべきだと思ふんです。国を守るには良い国になる。それが一番国を守るに良いことであつて、軍備では守れない。昔から戦争で大きくなつた国は沢山ありますが、皆早く滅びている。日本も日露戦争で大勝利を占めたのですが、たった 40 年しか日本の国を守ることができなかつた。日露戦争で勝つたのは 1905 年、今度の戦争で負けたのが、1945 年であります。日露戦争で勝つた為に日本の国民は悪くなつて困るといひて、明治天皇が戊申詔書ぼしんしやうしよといふものを出しました。私が 10 歳ちやくごくらいの時で、これは教育勅語ちやくごと同じくらい大事だから暗記するくらい覚えなくてはいけないといわれたことを覚えております。日露戦争に勝つたために、日本人は悪くなつて困るからしっかりしなくてはいけないといふのが、戊申詔書ぼしんしやうしよですね。でも、戊申詔書ぼしんしやうしよくらいでは良くならないで、国民は増々悪くなり、軍人が跋扈して侵略戦争を始め、そして滅亡めつぼうを迎えるといふ本むか当に軍国主義じやうせきの定石じやうせき通りの道みちをたどつて、日露戦争で勝つたために今度の敗戦むかを迎えたのです。

もっとえらい勝ち方ふふつをしたのは、普仏戦争の時のプロイセンです。戦争を始めて一ヶ月半でもつてフランス皇帝ナポレオン三世ほりよが捕虜ほりよになつた。戦争を始めて一ヶ月半で皇帝が捕虜ほりよになるのは珍しいことであります。そういう勝ち方をしてパリを包圍してプロイセン王ドイツは独逸帝国に皇帝ウィルヘルム一世(57)としてパリ郊外ヴェルサイユ宮殿たいかんしきで戴冠式たいかんしきをあげた。それは 1871 年であります、それから 47 年た経つた 1918 年に独逸帝国ドイツが崩壊ほうかいして三代目のドイツ皇帝ウィルヘルム二世(58)はオランダに逃げていったのであります。決して軍隊では国は守れない。せいぜい守れても 40 年か 47 年しか守れなかつた。40 年でも守ればいいんじゃないかといふかもしれないけれども、40 年では自分の子供の代で自分の子供が殺されるのです。軍隊では決して国を守ることはできない。やはり国を守る一番良い道はよい国になることであります。世界のためになるようなよい国になる。そうすれば決してつぶれない。軍隊の力で守ろうとしても、じきに滅びてしまう。そのことを主張しているところの日本の憲法は実にすばらしいものだと思うのです。

(米沢市における講演 完)

12-18 F O R 全国大会開会礼拝における挨拶^{あいさつ}

本年の友和会^{ゆうわかい}の全国大会をここに開くことができたことは、大きな感謝であります。現在の世の中の様相^{ようそう}は私どもの心配している通り、年ごとに悪魔の跳梁^{ちようりょう}が激しくなり世の人達をだまして戦争へと導いて行きつつあります。それ故エペソ書 6 章を読まざるを得ず、ここから力を得て平和運動を一層進^{いっそう}めていく必要を痛感いたします。

民主主義は政治形態としては良いもので、これがきちん^{きちん}と行われるなら世界はよくなって戦争は無くなります。しかし悪魔はそうなる^{そうなる}と困るので民主政治を倒し、民主主義がよく行われ^{よく行われ}ないようにして戦争へ追いやろうとしております。アメリカでは好戦的なレーガンが二年前、地^じ迂^{すべ}り的な大勝^{たいしょう}をして大統領になり、アメリカを戦争の方向へと導いております。民主主義が正しく行われるならレーガンなどは出られません。日本でもこの国に最も害を及ぼす中曾根^{なかそね}に人気^{およ}があって、彼は予想もしない大勝^{たいしょう}をしました。彼ら二人は益々^{ますます}悪魔の手先になりつつあります。彼らを動かしているのは悪魔であります。中曾根^{なかそね}はアメリカに行って日本における限定核戦争に同意して来ました。限定核戦争とは戦争がアメリカやソ連の領土^{りょうど}に及ばない^{およ}ようにこれを限定した地域で行おうとするものであります。それ故限定核戦争が日本を舞台に行われるなら日本は徹底的に破壊されます。中曾根^{なかそね}はアメリカで日本を不沈空母^{ふちんくうぼ}として使うことを提案しましたが、これは彼が日本を舞台とする限定戦争に同意した証拠であります。限定核戦争によって日本から 200 km 以内は徹底した破壊を受けます。そうしても彼と彼の家族だけは、安全にアメリカに引き取ってやると密約があったのではないかと勘繰^{かんぐ}りたくなる程の国民を無視したひどい約束であります。この中曾根^{なかそね}が選挙に勝ったのは悪魔がそうさせたのであります。悪魔は人を慾^{よく}で釣って買取し、民主主義が良く行われ^{よく行われ}ないようにしようとします。今の民主主義は封建制度よりも悪くなっています。如何なる悪大名も 40 年も政權を握^{いすわ}って居座るとい^いことはありません。しかし日本では 40 年近くも自民党政權が続^ついています。民主主義が利益代表である^{かくえい}とどうしてもこういうことになり、田中角栄のような人ばかりが出てまいります。民主主義は知能代表でなければなりません。そうでないと結局悪魔がこれに乗じて田中^{なかそね}でなければ中曾根^{なかそね}のような政治家が出て来ます。日本の民主主義は利益代表だからどうしても腐敗^{ふはい}を免^{まぬか}れません。トルストイの書いたものに「イワンの馬鹿」という民話があります。これは悪魔が木^この葉^はを金に換えて馬鹿といわれている人達を誘惑しようとしたが、畑^{たがや}を耕しながら助け合^あって暮らしてきて金を使う習慣を持たなかつた馬鹿達^{ばかたち}がその誘惑に振り向こうとしなかつたので、悪魔は手の打ちよう^{うちよう}がなくて負け地面にもぐってしまったという話であります。利益代表ではどうしても駄目^{だめ}なのです。

信仰をもたなければ民主主義はよく行われません。世の中の情勢は益々悪の方向へ進んでいます。どうしても聖書に拠らなければなりません。エペソ人への手紙 6 章 11 節にある「悪魔の策略に対抗して立ちうるために、神の武具で身を固めなさい。」とは日本の武士が合戦の時にしたように完全武装をなささいということでもあります。

これは悪魔の誘惑に負けないための防衛の武装で、エペソ人への手紙 6 章の言葉は皆防御のためだが、一つだけ攻撃的な言葉があります。それは御霊の剣、即ち神の言であります。私どもが悪魔に勝つには、真理そのものである神の言によるのが一番確実な方法であります。「イワンの馬鹿」の話で、悪魔は聖書の言葉を聞くといたたまれなくなって地面にもぐってしまいます。私どもも聖書の言葉に従って悪魔と戦わなければなりません。

イエスは悪魔の誘惑に対抗するのに聖書の言葉をもっていたしました。荒れ野で飢えた時、石をパンに変えるようにとの悪魔の誘いを、「人はパンだけで生きるものではなく、神の口から出る一つ一つの言葉で生きるものである」と言って退けられました。これは申命記にある言葉です。また悪魔が「天使が支えるだろうから、宮の頂上から下へ飛び降りてごらんなさい」と誘った時も「主なるあなたの神を試みてはならない」という聖句を引いて拒絶しました。これも申命記の言葉です。最後に悪魔が世の栄華を見せて「ひれ伏して私を拝むなら、これらのものを皆あげましょう」と試みた時も「主なる神を拝し、ただ神にのみ仕えよ」との御言葉によってサタンを退けました。これも申命記の言葉です。イエスは聖書を、特に申命記をよく読まれたようです。内村先生がかつて「イエスの愛読書は申命記であった」と言ったことがあります。

聖書の言葉によって悪に対抗すること、これが非常に大事であります。わたしは毎年同じことを申しますが、それを繰り返して言わねばならぬほど今の時代は悪が跋扈しております。御霊の剣、即ち神の言によれば悪に負けることはありません。どうぞ皆一生懸命信仰を求めて悪に打ち勝とうではありませんか。

(記録 天野隆治⁽⁵⁹⁾)

12-19 年頭の辞

昨年は平和を願うものにとっては悪しき年であった。レイキャビク⁽⁶⁰⁾での軍縮会議⁽⁶¹⁾がまとまりそうになったが SDI (戦略防衛構想⁽⁶²⁾) の事で決裂してしまった。日本でも米国でも軍国主義的様相^{ようそう}が強くなった。全世界が戦争に向かって突進しているように見える。悪魔が跳梁跋扈^{ちようりょうぼっこ}している。しかし悪魔の力には限度がある。悪魔の手先になって跋扈^{ぼっこ}しているレーガン大統領もボロを出し始めた。イランへの武器売却問題⁽⁶³⁾が命取りにならないように必死の努力をしているがウォーターゲート事件のようになりかかっている。平和を愛する者が一縷^{いちる}⁽⁶⁴⁾の希望をもって 1987 年を迎えることができた。本当に有難い^{ありがた}ことである。

新しい年の始めに当たって我らは一層平和実現のために努力しなければならない。多くの世界中の人々は戦争を恐れ、平和を願っているのに政治家達は理性を失って、自らを滅亡^{めつぼう}させる戦争をしようとし、民衆を騙^{だま}して仲間に引き入れようとしている。

政治家の中で最も知性豊かであるのは米国の大統領とソ連の書記長であろうが、その彼らが最も愚かなことをする。現在ソ連と米国にある原爆は広島に落とした原爆の 150 万倍であると言われている。その 100 分の 3 の原爆で地球は目茶目茶に破壊される。それで残りの 97 % の原爆は使用する機会がなくなる。その使用し得ない、役に立たない核兵器を相手より多いとか少ないとかいって争っている。愚かの極みではないか。

二度の世界大戦で二度とも軍備の少ない方が勝った。これは国家総力戦では軍備を出来るだけ小さくして、それだけ国力を養っておく方が戦争に勝つことを示している。それなのに米国でもソ連でもすべてを犠牲^{ぎせい}にして軍備増強^{ふしん}に腐心している。米国では戦争にならないうちに財政破綻で滅亡^{めつぼう}せんとしている。SDI はできるであろうが非常に国力を吸収するものであるから、それが出来ても戦争には負ける。ソ連は戦争に勝つつもりなら米国にやらせた方がよい。米・ソの指導者達はこのように愚かである。この愚かさを悟らせることは容易である筈だが、偉い政治家達は悪魔の奴隷^{どれい}になっているから悟れないで、滅亡^{めつぼう}に向かって突進している。悲しいことである。

しかし我らは失望しない。全能の神は愛である。必ずソ連をも米国をも救い給うであらう。我らは祈ることを教えられた。平和の為に祈ることが出来る。悪魔の虜^{とりこ}になっている人々が解き放たれるよう祈ることが出来る。祈りが最大の平和運動である。暗黒の中にあってもこの希望をもって新しい年を迎えることが出来る我らは幸福である。一生懸命祈りましょう。

12-20 1987年度総会

開会の挨拶 鈴木理事長

悪魔の勢力は強いけれども神は着々と御旨を成しつつある。レーガンはイラン・ゲート⁽⁶⁵⁾を起こし、中曾根はレーガンのお先棒を担いで⁽⁶⁶⁾いる。友和会は小さな団体であるが友和会の働きで悪魔の手練を破って御国を来たらせたい。——御心をなすために必要な知恵と力を与えたまえ。

12-21 真理に従ってのたたかい（開会礼拝）

戦争に敗けた日本に平和憲法が与えられたということは大変な感謝である。それは屈辱くつじよくの中から日本を立ち上がらせ、世界をリードするようにさせられたからである。悪魔はその平和憲法をいまや空洞化しようとしている。しかし、私たちはこれに勝つことができる。今私は軍事費不払いふばらの裁判をやっている。税金が憲法に違反して使われている。だからその不当な部分を返せ、と喋ってたたかっている。政府はこれに妨害ぼうがいを加え、憲法裁判をさせないようにしている。そして専門家はみな、この裁判は負けると言う。しかし、真理に従えば必ず勝つ。憲法に反する行政ぎょうせいはやめさせなくてはならない。法律同士(67)がぶつかる時にはより高い法律に従うのが道理であり、憲法 98 条によれば憲法が日本における最高の法規なのだ。残念なことではあるが日本では上級の裁判所程まちがった裁判をする。裁判官といえども憲法に従って裁判をしなければならないのに。私たちはたしかに弱い存在だ。しかしたとえどのような弱い存在であったとしても真理に従えば必ず勝つことができるのだ。エペソ書第 6 章 10 節にあるように、私たちの闘いは防衛ぼうぎよの闘いである。その中でただ一つの攻撃は「御霊みたまのつるぎ」による闘いである。これは神の言葉による闘いのことを言うのだ。「イワンの馬鹿」に出てくる悪魔は真理のことばを耳にすると土の中にもぐってしまう。このように真理は必ず勝つ。だから私たちは聖書に従ってたたかて行こう。

12-22 退任の挨拶

この度老齡のために理事長を辞任することになりました。総会に出席して挨拶しなければならぬのですが、折悪しく⁽⁶⁸⁾独立学園の入学式と重なり出席できませんので書面をもって退任の挨拶を申し上げます。

8 年の長期に亘り理事長の座について何も友和会のためによきことをすることが出来なかったこと慚愧にたえません⁽⁶⁹⁾。今は 8 年前より世相が険悪になり、政府は憲法を破り軍備を拡張し、財政的破綻に陥り滅亡に瀕しつつあります。今日ほど友和会が軍備を廃めるよう働きかけなければならない時はありません。政府は私共小さき者の声は黙殺し滅亡に向かって突進しています。ちょうど都合よく昨年 12 月に私の憲法を護る裁判で私が勝ちましたので（注）政府に軍備を廃めよ、税金は返せ、日米安保条約は廃止せよと要求したが未だに応答がありません。政府が反論しなければ認めたことになるので、税務署へ返還の督促に行きました。政府が反論するまで、税務署が返還するまで督促に行きます。政府で反論すればその反論を政府で降参するまで続けます。私一人でも政府を降参させることが出来ると思いますが、友和会員で所得税を納めている方は軍事費分の税の返還を請求してください。そうすれば早く政府が降参するでしょう。弱い小さい者ですが真理によって立つならば国をも動かすことが出来ます。「私たちは真理に逆らっては何をする力もなく、真理に従えば力がある」（コリント後書 13 章 8 節）であります。政府への命令書と裁判の最後の書面二通を添付いたします。これを税務署に見せて請求してください。

（注・本号添付の附録参照）編集部⁽⁷⁰⁾

【 註・XII 章 】

- (1) 市東礼次郎^{しとうれいじろう}、日本友和会元書記長^{ゆうわかい}。
- (2) 元の英文は、同じ段落で国と訳されている語と同じく the nation。意図的に国民と訳したのかもしれないが、ここも国としたほうがわかりやすいと思われる。
- (3) 1865 年 3 月 4 日、リンカーンが二期目の大統領就任演説の終盤で述べたことばで、英語では With malice toward none, with charity for all。新渡戸稲造がこの英文を墨で書いた書が、札幌独立キリスト教会に掲示されている。
- (4) 原文の表現は、現在では適切でないため改めた。
- (5) 自分自身を立派な人間、あるいはその職務や地位に適任者だと思こむこと。
- (6) 田中角栄^{かくえい}。
- (7) いわゆる芦田修正のことだろう。1946 年 8 月、現憲法の改正草案を審議していた日本政府の憲法改正小委員会において、その委員長だった芦田均^{あしだひとし}が第九条二項の冒頭に、「前項の目的を達するため」という文言^{もんごん}を挿入する修正を行った。この文言^{もんごん}により、自衛のためならば軍備を持つことが憲法上認められるという解釈などが可能になったという説がある。
- (8) (1904 ~ 1989) 海軍軍人、航空自衛官を経て参議院議員。戦闘機パイロットであり、真珠湾攻撃の作戦計画を立案、指導し、攻撃にも参加した。航空自衛隊の育ての親と言われ、自衛隊の航空総隊司令、航空幕僚長^{ぼくりょうちょう}を務めたほか、アクロバット飛行チーム・ブルーインパルスを創設した。参議院議員には自由民主党から立候補し、4 期 24 年務めた。
- (9) 原文の表現は、現在では適切とされない可能性があるため改めた。
- (10) 原文の表現は、現在では適切でないため改めた。
- (11) (Jean Sibelius, 1865 ~ 1957)、フィンランドの国民的作曲家。
- (12) 原文では杜牧之^{とぼくし}。牧之は字。字とは、中国で成人男子が実名のほかにつけた別名。日本でも平安時代に用いられたほか、学者や文人^{ぶんじん}が真似て用いた。諸葛孔明^{しよかつこうめい}として有名な諸葛亮^{しよかつりょう}は、諸葛亮^{しよかつりょう}が本名で、孔明^{こうめい}は字。以後も、杜牧之は杜牧とした。
- (13) 原文では安房宮賦。おそらく誤植と思われる。以後も、安房宮(賦)は阿房宮賦^{あぼうきゅうふ}とした。
- (14) 中国の戦国時代の斉・楚・燕・韓・魏・趙の総称。この 6 つの国に秦を加えたのが戦国七雄^{しちゆう}。紀元前 221 年に秦の始皇帝^{しん しこうてい}が六国を滅ぼして天下を統一し、中国史上初の中央集権国家となった。
- (15) ここでの族するとは、滅ぼすの意。
- (16) 相手に圧倒されて、手も足も出ないようす。
- (17) International Fellowship of Reconciliation、国際友和会の略称。
- (18) 井深大^{いぶかまさる} (1908 ~ 1997)、ソニー株式会社の創業者。
- (19) 本田宗一郎 (1906 ~ 1991)、本田技研工業株式会社の創業者。
- (20) 原文は、指図しよう。
- (21) 裁判官弾劾裁判所^{だんがい}は、裁判官の身分にふさわしくない行為をしたり、職務上の義務に違反した裁判官^やを辞めさせるかの判断、あるいは辞めさせた裁判官の資格を回復させるかの判断をする

裁判所のこと。憲法に基づいて国会が設置する常設の機関で、衆議院議員と参議院議員各 7 名ずつ、合計 14 名の国会議員で構成される。弾劾裁判所に裁判官の罷免の訴追をできるのは、衆議院議員と参議院議員各 10 名ずつ、計 20 名の訴追委員で構成される裁判官訴追委員会のみである。そのため、鈴木が述べているような形で、国民が直接、弾劾裁判所に裁判官の罷免の訴追をすることはできない。国民が裁判官を辞めさせたいときは、裁判官の罷免の訴追を請求する訴追請求状を訴追委員会に提出する。

(22) 裁判の名称に用いられている元号表記はそのまま記し、その後のカッコ内に西暦の年号を追記した。以後同じ。

(23) (1943～)、裁判官。1982年4月から1986年3月まで、山形地家裁判所支部長を務めた。2008年に定年で退官。2006年、大阪高裁2刑部総括時代、平野母子殺害事件の控訴審（大阪高裁）において裁判長を務めた。一審の大阪地裁の判決は無期懲役だったが、二審の大阪高裁で島は死刑判決を下した。しかし、審理が尽くされておらず、また事実誤認の疑いがあるとして、最高裁は高裁の判決を破棄し、地裁へ差し戻した。死刑判決が下された事件を最高裁が差し戻すことは極めて異例。差し戻し審にあたり、大阪府警が極めて重要な証拠を紛失し、さらに警察も検察もその事実を開示していなかったことなどが発覚。差し戻し審の大阪地方裁判所において、検察はあらためて死刑を求刑したが、2012年3月に無罪判決が言い渡された。検察側は控訴したが、2017年3月に大阪高裁は検察の控訴を棄却。検察が上告しなかったため、無罪が確定した。

(24) 奥野誠亮（1913～2016）、官僚、政治家。名はせいりょうと読まれることもある。鈴木がこの裁判の際は、鈴木善幸内閣で法務大臣を務めていた。1963年、国土庁長官であった際、日中戦争を肯定する発言により辞任に追い込まれた。夫婦別姓に反対し、自主憲法制定を主張し、みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会の初代会長を務めた。

(25) ここでは、日本をまるで傘のようにアメリカの保有する核兵器の力で覆い、それにより日本を他国からの攻撃から守ろうとすること。

(26) ここでは、比喩的に、核爆発の時に発生するきのこ雲のことだろう。

(27) 原文の表現は、現在では適切でないため改めた。

(28) 本書 10-2-5 の註を参照のこと。

(29) 東京都北多摩郡砂川町（現立川市）にあった、米軍立川飛行場拡張反対闘争に関する事件。1957年7月8日、基地拡張のための測量に反対するデモ隊の一部が基地内に侵入し、7名が起訴された。この事件の裁判において初めて、旧安保条約が合憲かどうか法廷で争われた。1959年3月30日、東京地方裁判所は米軍駐留は憲法第9条違反であるとして無罪判決を下した。この判決は、伊達秋雄裁判長（1909～1994）の名前をとって伊達判決と呼ばれる。検察側は最高裁判所に跳躍上告。同年12月16日、最高裁は、安保条約は高度の政治性を有する統治行為であり、例外的に裁判所の審査権が及ばないとして、原判決である伊達判決を破棄し、東京地裁に差し戻した。結果的には、（旧）安保条約や米軍の駐留は事実上合憲とされ、1963年12月に被告人の有罪が確定した。米軍立川飛行場は1977年に日本に全面返還され、現在は一部が防衛省所管の軍用飛行場となっている。なお、伊達秋雄裁判長は、伊達判決の2年後、1961年に弁護士に転じ、その後は法政大学法学部教授となった。鈴木は左遷されたと述べているが、真偽は不明。

- (30) (1918 ~ 2019)、内務省役人、海軍中尉を経て、戦後政治家に転じ、1982年～1987年まで内閣総理大臣。自主憲法制定（憲法改正）をライフワークとし、政界引退後も新憲法制定議員同盟の会長を務めた。総理在任中にアメリカ大統領であったロナルド・レーガンとは、互いをロン、ヤスと呼び合うほどの親密な仲だったと言われる。余談だが、1985年首相として初めて靖国神社を公式参拝した中曽根だが、軍隊に入隊する際には聖書を持参したと言われている。
- (31) 中曽根氏には、政界の風見鶏というあだ名があった。
- (32) 物事の最も大切なところ。肝心の点。
- (33) 詳細は不明だが、内容的には本書 12-7 中にある「徴税と歳出は関連性がないから、歳出に憲法違反があっても納税拒否は出来ないとして棄却させようとした（1981年（昭和56年）1月31日付被告準備書面）」ということだろう。
- (34) 当を得ていないこと。道理に合わないこと。不当。
- (35) 原文は、ダイアレクテックス
- (36) 原文は、法令違背も。おそらく誤植であるので改めた。
- (37) 原文は、〈憲法二条に違背することである〉。おそらく誤植であるので32条に改めた。
- (38) (新共同訳)「闇の中を歩む民は、大いなる光を見／死の陰の地に住む者の上に、光が輝いた。／あなたは深い喜びと／大きな楽しみをお与えになり／人々は御前に喜び祝った。刈り入れの時を祝うように／戦利品を分け合って楽しむように。／彼らの負う軛、肩を打つ杖、虐げる者の鞭を／あなたはミディアンの日のように／折ってくださった。／地を踏み鳴らした兵士の靴／血にまみれた軍服はことごとく／火に投げ込まれ、焼き尽くされた。／ひとりのみどりごがわたしたちのために生まれた。ひとりの男の子がわたしたちに与えられた。権威が彼の肩にある。その名は、「驚くべき指導者、力ある神／永遠の父、平和の君」と唱えられる。／ダビデの王座とその王国に権威は増し／平和は絶えることがない。王国は正義と恵みの業によって／今もそしてとこしえに、立てられ支えられる。万軍の主の熱意がこれを成し遂げる。」(イザヤ書9章1節～6節)
- (39) おそらく、1985年9月5日に山形県米沢市で開かれた、日本友和会（FOR）平和講演会での講演録。この講演会では、鈴木の後独立学園校長となった武祐一郎も「憲法9条と日本の防衛」という講演をしている。
- (40) 幕府や諸藩に出入りを許された特権的な商人に臨時に負担させた金銭。
- (41) 保証などのために、金銭などを特定の機関や人などに預けること。
- (42) 限定核戦争とは、全面的な核戦争ではなく、部分的また限定的に核兵器を使用する仮定上の戦争のこと。1980年代、アメリカのレーガン政権時代に議論されたが、限定核戦争の構想は核の抑止効果を弱め、核攻撃を誘発する可能性を高めることとなるため、別の形での防衛力強化が図られるようになった。ここで鈴木が述べているのは、米ソが核戦争をしたとしても、それは米ソ両国をつぶし合う全面核戦争ではなく限定核戦争となり、その際の戦場となって破壊されるのは日本となることを、中曽根が首相として了承したということだろう。近年、その影響力の強さゆえに実際には使えない強力な戦略核兵器ではなく、より小型で威力が弱く、射程距離が短い戦術核兵器、いわゆる「使える核兵器」を使用する研究がなされているが、この流れは限定核戦争論

の延長にあると言えるかもしれない。ただし、戦術核兵器は、戦略核兵器と較べれば小型で威力が弱くなる傾向があると言えるだろうが、なお途方もない威力を有している。たとえば、2020年2月に米軍が実戦配備を発表した小型の潜水艦発射型弾道ミサイル弾頭・W76-2の威力は、5～7キロトンと言われる。広島に投下された原爆の威力が15キロトン程度であるため、威力はその三分の一から半分程度にもなる。同じく潜水艦から発射される、改良前のW76の威力にいたっては100キロトン級であり、広島型原爆の6倍以上である。2022年2月にロシアがウクライナへの侵攻を開始して以降、戦術核兵器の使用の可能性について語られることがあるが、戦術核兵器を使用可能な核兵器と安易に考えることは致命的な誤りである。

(43) 1983年1月の訪米時に中曽根首相（当時）が発言したとされることばで、問題発言とされ大きな議論を呼んだ。発言の意図を説明するなど、当時の中曽根自身は発言自体を否定してはいなかったが、後年になり通訳の誤訳であると発言自体を否定した。しかし、2017年1月に外務省が公開した外交文書によって、中曽根自身が「日本列島を不沈空母のように強力に防衛する」と発言していたことが確認されている。そもそも、空母とは航空母艦のことで、航空機を搭載でき、その離着陸も可能な軍艦のことであり、軍の活動範囲を飛躍的に広め、戦力を著しく強化する。中曽根は当時、日本に外国機の侵入を許さないという意味で語ったと説明していた。一方、世論は、空母は本拠地から離れたところでの軍事作戦の中核的存在であるため、日本が列島ごと沈むことのない空母の役割となり、アメリカ本土外の軍事拠点として、身を挺してソ連の攻撃からアメリカ本国を守るという意味にとらえた。

(44) 原文は、くれろ。出生地である山梨地方の方言と思われる。

(45) 戦後最大の汚職事件と言われる事件。ロッキード社が日本の関係者にばらまいた賄賂は総額30億円とも言われる。当時現職の総理であった田中角栄がそのうちの5億円を受けとったとされる。本書7-3-48の田中角栄の註も参照のこと。

(46) ジョン・ウィリアム・クラッター（John William Clutter）、ロッキード社の元東京駐在事務所代表。

(47) 小佐野賢治（1917～1986）、実業家。ロッキード事件の関係者として国会に召喚された。その際の証言が偽証罪（議院証言法違反）に問われ逮捕され、実刑判決を受けた。控訴審を経て、最高裁で係争中に死去した。

(48) 詳細は不明だが、5億円の間違いと思われる。

(49) 原文は、だったらば。

(50) 最も下の身分。召使い。奴隸。

(51) 原文では、それは私はけしからん、となっているが、対応する述語が文中にないため、私を削除した。

(52) Gross National Productの略。国民総生産。その国で一定期間に生産された財やサービスの総額。かつて広く用いられていた指標だが、現在はGDP（国内総生産）を指標とするのが主流。

(53) 賦は、漢文の韻文の一つ。

(54) （前232～前202）、中国の武将。秦を滅ぼして楚王となった。

(55) （前247～前195）、中国の武将。前漢の初代皇帝。

- (56) 深く恥じて死ぬこと。死ぬほど深く恥じ入ること。
- (57) ヴィルヘルムとも。原文では、ウイルヘルム。
- (58) 原文では、カイザル。
- (59) 鈴木のおい^{おい}の甥。独立学園元副校長。本書 6-5、佐藤のぶの註も参照されたい。
- (60) アイスランドの首都。レイキャビークなどとも。
- (61) アメリカ・レーガン大統領と、ソ連・ゴルバチョフ書記長の間で行われた首脳会議。
- (62) Strategic Defense Initiative の頭文字。1983 年にアメリカのレーガン大統領が提案。ソ連の弾道ミサイルがアメリカや同盟諸国の領土に到達する前に、地上や宇宙からのレーザービームなどでそのミサイルを迎撃や破壊をしようとした計画。技術的に困難であり、冷戦も終結したため、1993 年にクリントン大統領により中止された。別名、スターウォーズ（計画）とも。
- (63) イラン・コントラ事件。レーガン政権最大のスキャンダルと言われる。1985 年 8 月、アメリカ軍の兵士らがレバノンで、イスラム教シーア派系過激派であるヒズボラに拘束され、人質となった。レーガン政権は、人質救出のためにヒズボラの後ろ盾であるイランと非公式なルートで接触し、イラン・イラク戦争で劣勢だったイランに、極秘で武器を輸出することを約束した。しかし、1979 年のイランアメリカ大使館人質事件以降、アメリカはイランとの国交を断絶していたため、武器輸出はもちろん、このような交渉自体も禁じられていた。さらに、アメリカは、イランが支払った代金の一部を、ニカラグアの反政府右派ゲリラであるコントラへの援助に流用した。1986 年 11 月にこの問題が発覚。議会が禁じていたこれら一連の動きをホワイトハウスが密に行い、大統領やその側近たちが止めなかったばかりか深く関与していただろうことが、議会や世論から激しく非難された。
- (64) ひとすじの糸。つながりがごくわずかで、絶えかかっているようす。
- (65) イラン・コントラ事件の別称。
- (66) 人の手先となること。人の手先となる人。
- (67) 原文では、同志。
- (68) 都合が悪いこと。あいにく。
- (69) 自らの行いを反省して、心から恥ずかしく思うこと。
- (70) この添付資料は、本書には掲載していません。